

Vākyapadīya 「〈能成者〉詳解」(Sādhanaśamuddeśa) の研究 —VP 3.7.148–150:〈基体〉(adhikaraṇa) 論 (1)

小川 英世

0 問題の所在

バルトリハリ (Bhartṛhari) は Vākyapadīya 「〈能成者〉詳解」(Sādhanaśamuddeśa) 第 148 詩節から第 155 詩節の 8 詩節において〈基体〉(adhikaraṇa) と呼ばれる kāraka を論じている。すでに先行の一連の研究を通じて「〈能成者〉詳解」における〈目的〉(karman) 論を考察してきた。同詳解の議論の順序から言えば、次に〈手段〉(karaṇa) 論が取り上げられるべきであるが、ここに〈基体〉論を取り上げる理由がある。

小川 2017 において明らかにしたように、バルトリハリは〈目的〉の術語規則 A 1.4.49 kartur īpsitatamaṃ karma から〈目的〉の本質的規定として kriyāviśayatva を導き出した。暫定的に「行為対象性」という訳語を与えておいたが、〈目的〉が〈行為〉(kriyā) の viśaya (「対象」) であるとはいかなることなのかを明らかにするためには viśaya とは何かを明らかにしなければならない。パタンジャリ (Patañjali) によれば viśaya は〈行為〉の〈保持者〉(ādhāra) の〈保持者〉として機能するものであり、〈基体〉の一種である。この viśaya は「対象」というよりはむしろ「領域」と解されるべきものである。

パーニニ (Pāṇini) が術語〈基体〉を規定する一般規則は以下の規則である。

A 1.4.45 ādhāro 'dhikaraṇam //

「[〈行為〉の] 〈保持者〉(ādhāra) は、[それが kāraka であるとき、] 〈基体〉と呼ばれる」

パタンジャリによれば、〈基体〉には三種ある。全面的〈基体〉(vyāpaka) ・〈近接接合〉(upaśleṣa) による〈基体〉(upaśleṣika) ・〈領域〉による〈基体〉(vaiśayika) である。この〈基体〉の三種性に焦点を置き、バルトリハリは、VP 3.7.148–150 の三詩節をもってこの規則の解釈を提示している。本稿はこれらの詩節において提示されるバルトリハリの〈基体〉論を考察するものである¹。

術語規則 A 1.4.45 と連関する操作規則の一つが第七格接辞導入規則 A 2.3.36 saptamy adhikaraṇe ca である。A 1.4.45 解釈上の問題の検討に先立って A 2.3.36 を見ておこう。

1 A 2.3.36

Kāśikāvṛtti は A 2.3.36 に対して以下のような注釈を与えている。

- KV on A 2.3.36: (a) saptamī vibhaktir bhavaty adhikaraṇe kārake cakārād dūrāntikārthebhyas ca /
(b) kaṭe āste / śakaṭe āste / sthālyam pacati /
(c) dūrāntikārthebhyas khalv api /
(d) dūre grāmasya / antike grāmasya / abhyāse grāmasya /

¹Kudo 1999 はバットージ・ディークシタ (Bhaṭṭoji Dikṣita) の Śabdakaustubha における〈基体〉論を扱ったものであり、氏の論考からは多くの示唆を得た。A 1.4.45 に関する論考においては本稿と同じように氏もまた Kāśikāvṛtti に対するジネンドラブッディ (Jinendrabuddhi) の Nyāsa 注に言及する。同注の解釈の違いについてはパーニニ文法学に関わる事項を除き逐一挙げることはしない。

- (e) *dūrāntikārthebhyāś catasro vibhaktayo bhavanti dvitīyātṛtīyāpañcamīsaptamyaḥ /*
 (f) *saptamīvidhāne ktasyenviṣayasya karmaṇy upasañkhyānam /*
 (g) *adhītī vyākaraṇe / pariṅānītī yājñike / āmnātī chandasi /*
 (h) *sādhvasādhuprayoge ca saptamī vaktavyā /*
 (i) *sādhur devadatto mātari asādhuḥ pitari /*
 (j) *kārahāñām ca kārakatve saptamī vaktavyā /*
 (k) *ṛddheṣu bhuñjāneṣu daridrā āsate / brāhmaṇeṣu taratsu vṛṣalā āsate /*
 (l) *akārahāñām cākarakatve saptamī vaktavyā /*
 (m) *daridreṣv āsīneṣu ṛddhā bhuñjate / vṛṣaleṣv āsīneṣu brāhmaṇās taranti /*
 (n) *tadviparyāse ca saptamī vaktavyā /*
 (o) *ṛddheṣv āsīneṣu daridrā bhuñjate / brāhmaṇeṣv āsīneṣu vṛṣalās taranti /*
 (p) *nimittāt karmasamyoge saptamī vaktavyā /*
 (q)

carmaṇi dvīpinam hanti dantayor hanti kuñjaram /
keśeṣu camarīm hanti sīmni puṣkalako hataḥ //

(a) [規則解釈]

[A] <基体>である *kāra* が表示されるべきとき、[それが他の項目によって表示されていないという条件下で (A 2.3.1 *anabhihite*)] 第七格接辞が起こる。

[B] [規則中に] *ca* (「そして、*x* もまた」) という語が言及されているから、遠 (*dūra*)・近 (*antika*) を意味する項目の後にも [第七格接辞が起こる]。

(b) [[A] の例]

kaṭe āste (「彼はマットに座っている」)
śakate āste (「彼は荷車に座っている」)
sthālyām pacati (「彼は鍋の中の [粥を] 煮ている」)

(c) 実に遠・近を意味する項目の後には [第七格接辞は起こる]。

(d) [[B] の例]

dūre grāmasya (「村の遠くに」)
antike grāmasya (「村の近くに」)
abhyāse grāmasya (「村の近くに」)

(e) 遠・近を意味する項目の後には四つの名詞接辞が起こる。すなわち、第二格接辞・第三格接辞・第五格接辞・第七格接辞である²。

(f) [追加規定 1]

「第七格接辞の導入に関して、*taddhita* 接辞 *ini* の導入対象である過去分詞接辞 *ktā* で終わる項目の <目的> が表示されるべきとき第七格接辞が起こる、という追加規定が設けられるべきである」³

²A 2.3.35 *dūrāntikārthebhyo dvitīyā ca* が遠・近を意味する項目の後には第三格接辞・第五格接辞に加え第二格接辞が導入されることを規定している。

³Vt. 1 on A 2.3.36: *saptamīvidhāne ktasyenviṣayasya karmaṇy upasañkhyānam / taddhita* 接辞 *ini* は、A 5.2.88 *iṣṭādibhyāś ca* により、*iṣṭa* (「犠牲に供された」) 群の過去分詞接辞 *ktā* で終わる項目の後には「*x* によって」(*anena*) という <行為主体> を表示するために導入される。

(g) [例文]

adhītī vyākaraṇe (「文法学を学んだ者 [adhītin]」)
parigaṇitī yājñike (「祭式家を考慮した者 [parigaṇitin]」)
āmnātī chandasi (「聖典を記憶した者 [āmnātin]」)

(h) [追加規定 2]

「*sādhu* (「優しい」)・*asādhu* (「優しくない」) が使用されるときにも [第七格接辞が起こる]、という新規規定が設けられるべきである」⁴

(i) [例文]

sādhur devadatto mātari asādhuḥ pitari (「デーヴァダッタは母に優しく父に優しくない」)

(j) [追加規定 3]

「〈行為〉をなすに相応しい者 (kāraḥ) が〈行為〉をなすとき (kāratve)、[〈行為〉をなすに相応しい者を表示する項目の後に] 第七格接辞が起こる、という新規規定が設けられるべきである」⁵

(k) [例文]

ṛddheṣu bhuñjāneṣu daridrā āsate (「金持ちが食べている一方で、貧乏人は座っている」)⁶
brāhmaṇeṣu taratsu vṛṣalā āsate (「バラモンたちが渡る一方で、シュードラたちは座っている」)

(l) [追加規定 4]

「〈行為〉をなすに相応しくない者 (akāraḥ) が〈行為〉をなさないとき (akaratve)、[〈行為〉をなすに相応しくない者を表示する項目の後に] 第七格接辞が起こる、という新規規定が設けられるべきである」⁷

(m) [例文]

daridreṣv āsīneṣu ṛddhā bhuñjate (「貧乏人たちが座っている一方で、金持ちたちは食べている」)⁸
vṛṣaleṣv āsīneṣu brāhmaṇās taranti (「シュードラたちが座っている一方で、バラモンたちは渡る」)

(n) [追加規定 5]

「その逆の場合にも [すなわち、〈行為〉をなすに相応しい者が〈行為〉をなさない場合にも、〈行為〉をなすに相応しくない者が〈行為〉をなす場合にも、それぞれ〈行為〉をな

⁴Vt. 2 on A 2.3.36: sādhasādhiprayoge ca /

⁵Vt. 3 on A 2.3.36: kāraḥkāraṇam ca kāratve /

カイヤタ (Kaiyata) によれば、vts. 3–5 on A 2.3.36 は A 2.3.37 yasya ca bhāvena bhāvalakṣaṇam と適用領域を異にする。A 2.3.37 は二つの行為 (bhāva) の間に特徴づけの関係 (lakṣyalakṣaṇabhāva) が成立するとき適用される。一連の vārttika の適用領域には二つの行為間にこの関係がない。Pradīpa on MBh to A 2.3.36 (II.805): lakṣyalakṣaṇabhāvavivakṣāyām api yathā syād iti vacanam / tadvivakṣāyām uttarasūtreṇa siddhatvāt /

⁶食べる〈行為〉をなすに相応しい金持ちたちが食べる〈行為〉をなしている。

なお、*bhuñjāneṣu* (*bhuñjāna-su*) における ātmanepada 現在分詞接辞-āna (*sānac*) で終わる項目 *bhuñjāna*、*taratsu* (*tarat-su*) における parasmaipada 現在分詞接辞 *śatṛ* で終わる項目 *tarat* の派生と同一対象指示性 (*sāmānādhikarāṇya*) に基づくそれらの後への第七格接辞導入は A 3.2.124 *laṭaḥ śatṛśānacāv aprathamā-sāmānādhikarāṇe* による。

⁷Vt. 4 on A 2.3.36: akāraḥkāraṇam cākāratve //

⁸食べる〈行為〉をなすに相応しくない貧乏人たちが食べる〈行為〉をなさない。

すに相応しくない者を表示する項目、〈行為〉をなすに相応しくない者を表示する項目の後に] 第七格接辞が起こる、という新規規定が設けられるべきである⁹

(o) [例文]

ṛddheṣv āsīneṣu daridrā bhuñjate (「金持ちたちが座っている一方で、貧乏人たちは食べている」)¹⁰

brāhmaṇeṣv āsīneṣu vṛṣalās taranti (「バラモンたちが座っている一方で、シュードラたちは渡る」)¹¹

(p) [追加規定 6]

「nimitta (根拠・原因・動機) を表示する項目の後に、その nimitta が〈目的〉と関係するとき第七格接辞が起こる、という新規規定が設けられるべきである」¹²

(q) [例文]

carmaṇi dvīpinam hanti dantayor hanti kuñjaram /

keṣeṣu camarīṃ hanti sīmni puṣkalako hataḥ //

「彼は毛皮のために (*carmaṇi*) 豹を殺す。彼は象牙のために (*dantayoḥ*) 象を殺す。彼は毛のために (*keṣeṣu*) ヤクを殺す。ジャコウジカは陰囊のために (*sīmni*) 殺された」

〈基体〉を意味条件とする名詞接辞導入規則は解釈 [A] の A 2.3.36 である。

2 KV on A 1.4.45

A 1.4.45 に対してカーティアヤナ (Kātyāyana) もパタンジャリも注釈を与えていない。まず、Kāśikāvṛtti に基づいて A 1.4.45 を概観しておこう。

KV on A 1.4.45: (a) ādhriyante 'smin kriyā ity ādhāraḥ /¹³

(b) kartṛkarmaṇoḥ kriyāśrayabhūtayor dhāraṇakriyāṃ prati ya ādhāras tat kārakam adhikaraṇa-samjñam bhavati /

(c) kaṭe āste / kaṭe śete / sthālyāṃ pacati /

(d) adhikaraṇapradeśāḥ saptamy adhikaraṇe ca ityevamādayaḥ /

(a) [規則中使用項目の説明]

ādhāra (「保持者」) は〈基体〉名詞であり、そこにおいて〈行為〉が保持されるところのものを意味する¹⁴。

⁹Vt. 5 on A 2.3.36: tadviparyāse ca / Pradīpa on MBh to A 2.3.36 (II.805): tadviparyāsa iti / yadā kārakārhanām nāsti kārakatvam akārakārhanām cāsti kārakatvaṃ tadety arthaḥ /

¹⁰食べる〈行為〉をなすに相応しいバラモンたちが食べる〈行為〉をなさない。

¹¹座る〈行為〉をなすに相応しくないバラモンたちが座る〈行為〉をなしている。

¹²Vt. 6 on A 2.3.36: nimittāt karmasaṃyoge /

¹³Aryendra Sharma/Khanderao Deshpande/D. G. Padhye 版に従い、*ādhriyante 'smin kriyā guṇaḥ ity ādhāraḥ* を訂正する。

¹⁴*ādhāra* は、*ā(n)-dhr* (「保持する」) に〈手段〉(karaṇa) あるいは〈基体〉を表示する (A 3.3.117 karaṇādhikaraṇayoś ca) kṛt 接辞 *ghañ* が導入された項目であり、性を男性とする特定事象の名称である (A 3.3.118 puṃsi samjñāyāṃ ghaḥ prāyeṇa)。Kāśikāvṛtti によれば、*adhyānyāyodyāvāsamhārādhārāvāyaś ca* と読まれるべき A 3.3.122 に *ādhāra* が既成形 (nipātana) として言及される。この場合 A 3.3.122 は、「*adhyāya* (『章』、『そこにおいて何か学習される〈基体〉』 *adhi-i(n) + ghañ*)、*nyāya* (『道理』、『それによって導く〈手段〉』 *nī + ghañ*)、*udyāva* (『混合物』、『そこにおいて複数のものが混じり合う〈基体〉』 *ud-yu + ghañ*)、*samhāra*

(b) [規則解釈]

[〈行為〉を] 保持する〈行為〉(dhāraṇakriyā) に適う [、すなわち〈行為〉を保持するものである]、〈行為〉の〈依所〉(āśraya) である〈行為主体〉と〈目的〉の〈保持者〉(ādhāra) であるものは、それが kāraka であるとき、〈基体〉(adhikaraṇa) と呼ばれる¹⁵。

(c) [例]

kaṭe āste (「彼はマットに座っている」) [におけるマット (kaṭa)]
 kaṭe sete (「彼はマットに横になっている」) [におけるマット (kaṭa)]
 sthālyām pacati (「彼は鍋の中の [粥を] 煮ている」) [における鍋 (sthālī)]

(d) [関連操作規則]

術語〈基体〉が言及される規則は A 2.3.36 saptamy adhikaraṇe ca 等である。

後ほど検討するように、(b) に関して Nyāsa は以下の読みを前提している可能性が高い¹⁶。

[Nyāsa 規則解釈] (b') kartṛkarmaṇoḥ kriyāśrayabhūtayor dhāraṇāt kriyām prati ya ādhāras tat kārakam adhikaraṇasaṃjñam bhavati /

「〈行為〉の〈拠所〉である〈行為主体〉と〈目的〉を保持するから〈行為〉に適う〈保持者〉は、それが kāraka であるとき、〈基体〉と呼ばれる」¹⁷

バットー・ディークスタの Siddhāntakaumudī における A 1.4.45 の解釈は次のとおりである。

SK on A 1.4.45 (632): kartṛkarmadvārā tanniṣṭhakriyāyā ādhāraḥ kārakam adhikaraṇasaṃjñam syāt /
 「〈行為主体〉あるいは〈目的〉を介した、それらに存する〈行為〉の〈保持者〉は、それが kāraka であるとき、〈基体〉(adhikaraṇa) と呼ばれるべきである」

3 Nyāsa on KV to A 1.4.45

以下、Nyāsa に基づいて A 1.4.45 解釈上の問題点を検討する。

3.1 ādhāra

まずもって Nyāsa は Kāśikāvṛtti が与える ādhāra の語形分析 (vighraha) について次のように述べる。

(『破滅』、『それによって何か破滅する〈手段〉』sam-ḥr + ghañ, ādhāra (『保持者』、『そこにおいて何か保持される〈基体〉』), āvāya (『機織場』、『やって来て機織りする〈基体〉』ā(nī)-ve + ghañ)、及びその他の項目は、ghañ 接辞で終わる、男性形の名称語である」と解釈される。しかしながら、パタンジャリによれば、A 3.3.121 halaś ca に対してカーティアヤナが提案する追加規定 vt. 1 on A 3.3.122: ghañvidhāv avahārādhārāvāyānām upasaṃkhyānam が avahāra (『休戦』ava-ḥr + ghañ 「そこにおいて戦い等が停止する〈基体〉」)・adhāra・āvāya を既成形提示しており、A 3.3.122 の読みは adhyāyanyāyodyavasamāhārās ca である。当該規則の伝承が異なる。MBh on vt. 1 to A 3.3.121 (II.155.20–21): ghañvidhāv avahārādhārāvāyānām upasaṃkhyānam kartavyam / avahriyante 'sminn avahāraḥ / ādhriyante 'sminn ādhāraḥ / etyaitasmin vayanty āvāyaḥ //

¹⁵Joshi/Roodbergen 1995: 127: “that kāraka which with regard to the action of supporting is the location of the kartṛ or the karmān, which are the substrata of the action, receives the designation adhikaraṇa.”

¹⁶本論 3.3, [C] (e) を見よ。

¹⁷Śabdakaustubha II.127: kriyāśrayayoḥ kartṛkarmaṇor dhāraṇāt paramparayā kriyām prati ādhāraḥ tat kārakam adhikaraṇam syāt / Kudo 1999: 63 を見よ。

Nyāsa on KV to A 1.4.54 [A]: (a) ādhriyante kriyā¹⁸ asminn ity ādhāra iti / adhyānyāyodyāva ityādinādhāraśabdo 'dhikaraṇe ghañtānto vyutpāditaḥ /
(b) kriyāpekṣatvāt kārakasyeṭi kriyāgrahaṇam /

[A](a) 「ādhāra（「保持者」）は<基体>名詞であり、そこにおいて<行為>が保持されるところのものを意味する」（ādhriyante 'smin kriyā ity ādhārah）について、ādhāra という語が A 3.3.122 に基づき、<基体>（adhikaraṇa）を表示する **ghañ** 接辞で終わる語として派生説明されている¹⁹。

[A](b) kāraka は<行為>を期待するから、と考えて「行為」という語が言及されている。

A 1.4.45 中の ādhāra は当該規則が章題規則 A 1.4.23 kārake の支配下にあることから、kāraka に関係するものとして、<行為>の<保持者>を指示すると理解される。A 1.4.45 が A 1.4.23 kārake の支配下規則であることが、保持対象として<行為>が特定される理由であることが指摘されている。

3.2 直接的保持と間接的保持—<行為>の<保持者>を限定する文法学上の理由

A 1.4.54 は文字通りには「<保持者>は<基体>と呼ばれる」と解釈される。A 1.4.54 は章題規則 A 1.4.23 kārake の支配下にある。kāraka は<行為>と相関するから、ここで意図される<保持者>は<行為>の<保持者>である。したがって当該規則は「<行為>の<保持者>は<基体>と呼ばれる」と解釈されなければならない。この「<行為>の<保持者>」とは何かは<基体>術語規則 A 1.4.45 解釈の鍵となる。なぜ、Kāśikāvṛtti もバットージ・ディークシタも本規則の解釈に<行為主体>と<目的>を持ち込むのか、Nyāsa に基づいて考察しよう。

Nyāsa は次のように述べる。

Nyāsa on KV to A 1.4.54 [B]: (a) yady ādhriyante kriyā yasmin sa ādhārah iti evaṃ hi sati kartṛkarmaṇor evādhikaraṇasaṃjñā prasajyeta / tayor eva hi kriyā ādhriyante /
(b) tathā hi kartṛsthā vā kriyā bhavati karmasthā vā /
(c) anavakāśatvāt kartṛkarmaṇoḥ saṃjñā na bhaviṣyaty / eṣa doṣaprasaṅga iti /
(d) etac cānuttaram / saty api hy anavakāśatve tayoḥ paryāyaḥ syāt / ekadādhikaraṇasaṃjñā anyadā karmasaṃjñā kartṛsaṃjñēti yaś codayet taṃ praty āha kartṛkarmaṇor ityādi /

[B](a) [反論] 実に、もしそこにおいて<行為>が保持されるところのものが「<保持者>」と呼ばれるとするなら、このような場合、まさに<行為主体>と<目的>に術語<基体>が適用されるということが帰謬するであろう。なぜなら、まさにそれら [<行為主体>と<目的>] に<行為>は保持されるからである。

(b) すなわち、<行為>は<行為主体>に存する (kartṛstha) か<目的>に存する (karmastha) かのいずれかである。

(c) [術語<行為主体>・<目的>は、術語<基体>の適用領域とは異なる独自の適用領域に] 適用機会をもたない (anavakāśa) から、<行為主体>・<目的>に [<行為主体>・<目的> という] 術語の適用は起こらないであろう。このように [まさに<行為主体>と<目的>に術語<基体>が適用されるという] 誤謬が帰結する。

(d) しかし、次のように主張することは答えにならない。実に、[術語<行為主体>・<目的>の] 適用機会が失われる場合であっても、それら [術語<基体>と<目的>あるいは<行為

¹⁸Kāśikāvṛtti のテキスト訂正に従い、kriyāguṇā を改訂する。

¹⁹注 14 を見よ。

主体>]には交替適用(paryāya)があるであろう。すなわち、ある時には術語<基体>が適用され、また別の時には術語<目的>あるいは術語<行為主体>が適用される。

[答論] 以上のように論難する者に対して、「<行為主体>と<目的>の」(kartṛkarmanoh)云々と述べる。

小川 2009: 29–30 が指摘したように、パーニニ文法家は、動詞語根を kartṛsthabhāvaka (それが表示する bhāva、すなわち、運動 (parispanda) のない<能成者>によって実現される静的な行為が<行為主体>に存する動詞語根)・karmasthabhāvaka (それが表示する bhāva が<目的>に存する動詞語根)・kartṛsthakriyaka (それが表示する kriyā、すなわち運動する<能成者>によって実現される動的な行為が<行為主体>に存する動詞語根)・karmasthakriyaka (それが表示する kriyā が<目的>に存する動詞語根)に四分類する。再度 Kāśikāvṛtti が受動形の自動・再帰用法を規定する A 3.1.87 karmavat karmanā tulyakriyaḥ を説明する際に引用する以下の詩節をここに挙げよう。

KV on A 3.1.87: karmasthaḥ pacater bhāvaḥ karmasthā ca bhideḥ kriyā /
māsāsibhāvaḥ kartṛsthaḥ kartṛsthā ca gameḥ kriyā //

「動詞語根 *pac* は<目的>に存する bhāva を表示する。動詞語根 *bhid* (「割る」「壊す」)の意味は<目的>に存する kriyā である。『彼は一ヶ月の間座っている』(*māsam āste*)における動詞語根 *ās* (「座る」)の意味は bhāva であり、<行為主体>に存する。動詞語根 *gam* (「行く」)は<行為主体>に存する kriyā を表示する」

Nyāsa は bhāva と kriyā を区別せず、動詞語根の意味を *kriyā* という語で意図している。Nyāsa によれば、動詞語根の意味である<行為>(kriyā)は、<行為主体>に存するか<目的>に存するかのみである。したがって、もし<行為>の<保持者>が<基体>と呼ばれるとするならば、<行為>の<保持者>は<行為主体>と<目的>であるから、<行為主体>と<目的>に術語<基体>が適用されることになる。

kaṭe āste (「彼はマットに座っている」)の場合の動詞語根 *ās* が表示する座<行為>(āsanakriyā)は<行為主体>に存する<行為>であり、*sthālyām pacati* (「彼は鍋の中の[粥を]煮ている」)の場合の動詞語根 *pac* が表示する軟化<行為>(vikledanakriyā)は<目的>に存する<行為>である²⁰。

術語<行為主体>あるいは<目的>の適用機会の喪失(anavakāśatva)、術語<基体>と術語<行為主体>あるいは<目的>の交替適用(paryāya)という文法上の問題は Padamañjarī がより詳しい。今 Padamañjarī をここに提示しよう。

PM on KV to A1.4.45: (a) yadi kriyādhārasyādhikaraṇasaṃjñā kartṛkarmanor eva syāt / kartṛsthā hi kriyā bhavati karmasthā vā /

(b) kartṛsaṃjñāyāḥ ko `vakāśaḥ / ye karmasthakriyāḥ / pacaty odanaṃ devadatta iti /

(c) nanv atrāpy adhiśrayaṇāder ādhāraḥ karteti syād eva prasaṅgaḥ /

(d) ayaṃ tarhy avakāśaḥ / devadattāya rocate modaka ity uktam / atra devadattasthāyābhilāṣasya modakaḥ karteti /

(e) athāpy anavakāśā kartṛsaṃjñā /

(f) evam api paryāyaḥ syāt /

(g) atha karmasaṃjñāyāḥ ko `vakāśaḥ / ye kartṛsthakriyāḥ / ādityaṃ paśyatīti /

(h) ataḥ kartṛkarmanor evādhikaraṇasaṃjñāprasaṅga ity ata āha kartṛkarmanor ityādi /

(a) [反論] もし<行為>の<保持者>が<基体>と呼ばれるとするなら、まさに<行為主体>と<目的>が[<基体>と呼ばれることに]なろう。実に、<行為>は<行為主体>に存す

²⁰本論 3.6 を見よ。

るか＜目的＞に存するかのはずれかである。

(b) [問] 術語＜行為主体＞の適用機会是何か。

[答] <目的＞に存する＜行為＞[の＜行為主体＞]である。*pacaty odanaṃ devadattaḥ*（「デーヴァダッタは粥を煮ている」）においては[＜行為主体＞であるデーヴァダッタには＜行為＞は存せず、デーヴァダッタは＜行為＞の＜保持者＞とはみなされないから、デーヴァダッタには術語＜基体＞は適用されず、術語＜行為主体＞が適用される。]

(c) [反論] この場合も、[デーヴァダッタという]＜行為主体＞は鍋を火にかける (*adhiśrayaṇa*) 等の[＜行為＞]の＜保持者＞であるから、[＜行為主体＞であるデーヴァダッタが＜基体＞と呼ばれるということが]まさに帰謬するであろう。

(d) [答論] それでは[術語＜行為主体＞の]適用機会は次のものである。*devadattāya rocate modakaḥ*（「デーヴァダッタは砂糖菓子を好む」）という表現がなされる。この事例においては、デーヴァダッタに存する欲望 (*abhilāṣa*) にとって[欲望の対象である、欲望を満足する]砂糖菓子が＜行為主体＞である²¹。

(e) [反論] しかし[この場合も、砂糖菓子は満足せしめる＜行為＞の＜保持者＞であるから、術語＜基体＞が適用され、]術語＜行為主体＞は適用機会をもたない。

(f) [答論] しかしもしそのようであるならば、[術語＜基体＞と術語＜行為主体＞の]交替適用があるであろう。[しかしそれは望ましくない。]

(g) [問] 術語＜目的＞の適用機会は何か。

[答] <行為主体＞に存する＜行為＞[の＜目的＞]である。*ādityaṃ paśyati*（「彼は太陽を見る」）においては[＜目的＞である太陽には＜行為＞は存せず、太陽は＜行為＞の＜保持者＞とはみなされないから、太陽には術語＜基体＞は適用されず、術語＜目的＞が適用される。以下、交替適用の誤謬まで論理は術語＜行為主体＞の場合と同様である。]

(h) したがって、まさに＜行為主体＞と＜目的＞に術語＜基体＞の適用が帰謬し[、適正な術語＜行為主体＞・＜目的＞の適用が確立されなくなる]。

以上の反論に対して「＜行為主体＞と＜目的＞の」(*kartṛkarmaṇoḥ*)云々と述べる。

A 1.4.45 が位置する単一術語論題 (*ekasaṃjñādhikāra*) 下では、適用される術語は一つであり、その術語 (*saṃjñā*) は、規則の順序の点で後続の規則によって規定される術語 (*parā*) か、他の領域には適用機会を持たず、他の術語の適用を排除しなければその適用機会が失われる術語 (*anavakāśa*) である²²。

もし＜行為＞の＜保持者＞が＜基体＞と呼ばれるとするならば、術語＜行為主体＞と＜目的＞は術語＜基体＞の適用領域以外に独自の適用機会をもたず、適用機会を失う。言うまでもなく、この術語＜行為主体＞と＜目的＞の適用機会の喪失に基づいて、術語＜基体＞の適用が阻止されるとするならば、今度は術語＜基体＞が適用機会を喪失することになる。さらに、交替適用により、同一の *kāra* を＜基体＞と呼ぶことと＜行為主体＞あるいは＜目的＞と呼ぶことは任意になる。すなわち、二つの術語をもつことになる。この場合、例えば *kaṭe āste* と並んで **kaṭa āste* が結果することになる。勿論これは望ましくない。

²¹A 1.4.33 *rucyarthānāṃ prīyamāṇaḥ* //（「動詞語根 *ruc*（「満足させる」）の意味を有する動詞語根が使用される場合、満足せしめられる者 (*prīyamāna*) は、それが *kāra* であるとき、＜受益者＞ (*sampradāna*) と呼ばれる」)

動詞語根 *ruc* は欲望＜行為＞ (*abhilāṣa*) を意味する。パーニニは「*x* が *y* を欲望する」という意味構造において、欲望＜行為＞の＜行為主体＞である *x* を「満足せしめられる者」と規定する。したがってパーニニは、「*x* が *y* を欲望する」を「*y* が *x* を満足せしめる」に等価なものと考えている。

²²小川 2015: 46 を見よ。

3.3 kartṛkarmaṇoḥ—〈行為〉の〈保持者〉の限定

Kāśikāvṛtti が A 1.4.54 の解釈において〈行為主体〉と〈目的〉を導入する意図は以上より明らかである。「〈行為〉の〈保持者〉」に、〈行為主体〉と〈目的〉という〈行為〉の〈保持者〉とは異なる〈行為〉の〈保持者〉が、当該規則の *ādhāra* によって意図されていることを説明しようとしているのである。背景にある文法学上の問題点は上に指摘したとおりである。もし〈行為〉の〈保持者〉が〈基体〉と呼ばれるならば、〈行為主体〉と〈目的〉は〈行為〉の〈保持者〉であるから、〈行為主体〉と〈目的〉が〈基体〉と呼ばれることになる。術語〈基体〉の適用対象としての〈行為〉の〈保持者〉は限定されなければならない。Nyāsa は次のように述べる。

Nyāsa on KV to A 1.4.54 [C]: (a) etena yādṛśasyādhārasyādhikaraṇaśamjñayā bhavitavyaṃ taṃ darśayati /

(b) pratir ābhimukhye / kriyāṃ prati ya ādhāra iti / kriyāyā abhimukho ya ādhāra ity arthaḥ / yaś ca kriyāṃ dhārayati sa kriyāyā abhimukho bhavati /

(c) kriyāyās tu dhāraṇaṃ sāksād vyavadhānena vā / kartṛkarmaṇoḥ kriyāśrayayor dhāraṇāt /

(d) tatra pūrvasya vyavacchedārtham kartṛkarmaṇoḥ ity uktam /

(e) tad etad uktaṃ bhavati kartṛkarmaṇoḥ kriyādhārahūtayor dhāraṇāt kriyāyā abhimukho ya ādhāras tasyādhikaraṇaśamjñā bhavatīti /

(f) tad evaṃ kriyādhārahūtakartṛkarmadhāraṇadvāreṇa kriyāyā abhimukho ya ādhāras tasyādhikaraṇaśamjñā yato 'nena vidhīyate tato na bhavati pūrvasya doṣasya prasaṅgaḥ /

(g) na hi kartṛkarmaṇor anena prakāreṇa kriyāṃ praty ādhāratvam api tu sāksād eva kriyādhāraṇāt /

[C](a) これによって、どのような様相の〈保持者〉に術語〈基体〉が適用されるべきかを示している。

(b) [karmaṇapracāraṇīya] *prati* は好適性 (ābhimukhya) を意味する²³。 *kriyāṃ prati ya ādhāraḥ* は、「〈行為〉に適う〈保持者〉」という意味である。そして、〈行為〉を保持するもの、それが〈行為〉に適うものである。

(c) とところで、〈行為〉の保持は、直接的な保持 (sāksāt) か媒介的な保持 (vyavadhānena) のいずれかである。すなわち、〈行為〉の〈拠所〉 (āśraya) として [〈行為〉を保持する] 〈行為主体〉と〈目的〉が保持されるから [〈行為〉が保持される]。

(d) それらのうち、最初の [直接的な保持] を排除するために、「〈行為主体〉と目的の」 (*kartṛkarmaṇoḥ*) と言われている。

(e) それゆえ、次のことが意図されている。〈行為〉の〈保持者〉である〈行為主体〉と〈目的〉を保持するから、〈行為〉に適うものである〈保持者〉、それに対して術語〈基体〉が適用される。

(f) かくしてこのように、〈行為〉の〈保持者〉である〈行為主体〉と〈目的〉を保持することを通じて〈行為〉に適う〈保持者〉、それに対して術語〈基体〉が適用されることが本規則によって規定されているから、先に指摘された誤謬の帰結はない。

(g) なぜなら、〈行為主体〉と〈目的〉が〈行為〉に対して〈保持者〉であるのはこのような [間接的な] 仕方ではなく、まさに [それらが] 直接的に [〈行為〉を] 保持することに基づくからである。

Nyāsa によれば、〈行為〉の〈保持者〉には二種ある。〈行為〉の直接的な〈保持者〉とその〈保持者〉の〈保持者〉である。当該規則においてパーニニは、*ādhāra* という語によって、〈行為〉の間接的な〈保持者〉、〈行為〉の直接的な〈保持者〉である〈行為主体〉あるいは〈目的〉の〈保持者〉を意図している。

²³この「好適性」はバルトリハリの言葉で言えば「扶助」(upakāra) である。本論 4.1.1 を見よ。

3.4 mukhya と gaṇa

A 1.4.45 における *ādhāra* が〈行為〉の直接的なく保持者—それは〈行為主体〉か〈目的〉である—ではなく、〈行為〉の間接的なく保持者—〈行為主体〉あるいは〈目的〉の〈保持者〉を意図する場合、以下の解釈規則の適用が問題となる。

PIS 15: *gaṇamukhyayor mukhye kāryasampratyayaḥ //*

「[規則中の項目が] 第二義的 [な意味] と第一義的 [な意味] を有する場合、第一義的 [な意味] を有する項目] に文法操作が起こると理解される」

以下の文を見よ。

mahadbhūtaś candramāḥ (「月 (*candramas*) が大きくなった」)

複合語 *mahadbhūta* は、*taddhita* 接辞 *cvi* (A 5.4.50 *ṛbhvastiyoge sampadyamāne cviḥ*) で終わる項目 *mahat*²⁴が、A 1.4.61 *ūryādicvidācaś ca* により *gati* と呼ばれることに基づき、A 2.2.18 *kugatiprādayaḥ* によって動詞語根 *bhū* (「生起する」) の過去分詞形 *bhūta* と複合語を形成した *gati* 複合語である。当該文は以下の文に等価である。

amahān mahān sampanno candramāḥ (「大きくない月が大きな月になった」)

cvi が導入される語基 *mahat* (「大きい」) は、大きくなる以前の大きくない月を指示する。すなわち、大きくない月に第二義的に *mahat* が適用されている。当該の *mahadbhūta* に関して、A 6.3.46 *ān mahataḥ samānādhikaraṇajātīyayoḥ* の適用により、*mahat* の最終音 *t* に *ā* 音が代置される可能性がある²⁵。しかしこの代置操作は当該解釈規則によって阻止される。この解釈規則によれば、第二義的な意味を表示する *mahat* への A 6.3.46 の適用はないからである。

Nyāsa は次のように述べる。

Nyāsa on KV to A 1.4.45 [D]: (a) *nanv evam api kartṛkarmanor mukhyaṃ kriyādhāratvam sākṣād eva kriyādhāraṇāt / kartṛkarmādhārasya tu kaṭāder gaṇatvaṃ kriyāśrayabhūtakartṛkarmadhāraṇa-dvāreṇa kriyādhāraṇāt / tatra mukhya ādhāre sati gaṇasyādhikaraṇasamjñā na prāpnotīti sa doṣas tadavastha eva /*

(b) *naitad asti / tamabgrahaṇena jñāpitam etat—gaṇasyāpy ādhārasyādhikaraṇasamjñā bhavatīti /*

[D] (a) [反論] このようであるとしても、〈行為主体〉と〈目的〉は第一義的な意味で〈行為〉の〈保持者〉である。なぜなら、まさに直接的に〈行為〉を保持するからである。これに対して、〈行為主体〉と〈目的〉の〈保持者〉であるマツト等は第二義的な [〈行為〉の〈保持者〉] である。なぜなら、〈行為〉の〈拠所〉である〈行為主体〉と〈目的〉を保持することを通じて〈行為〉を保持するからである。その [〈行為主体〉あるいは〈目的〉] が第一義的な [〈行為〉の] 〈保持者〉である場合、第二義的な [〈行為〉の〈保持者〉] に対して術語〈基体〉の適用は結果しない。したがって、その誤謬はまさに依然解決されないままである。

(b) [答論] このようなことはない。[A 1.4.42 *sādhakatamaṃ karaṇam* における *sādhakatama* の] 接辞 *tama* (*tamaḥ*) の言及によって以下のことが示唆されている。すなわち、第二義的な〈保持者〉に対しても術語〈基体〉が適用される。

²⁴*mahat-cvi* → *mahat-φ* A 7.4.26 *cvau ca //*

²⁵*mahat* → *maha-ā* → *mahā* A 6.1.101 *akaḥ savarṇe dīrghaḥ //*

パタンジャリは、術語〈手段〉を定義する規則 A 1.4.42 *sādhakatamaṃ karaṇam* (「〈行為〉の実現に対して」卓越した能成者が〈手段〉と呼ばれる) に関し、なぜパーニニは *sādhakatama* というように最上級接辞 *tamaṃ* で終わる項目を使用しているのかを問い、同接辞の使用は無用であるとして、同接辞使用の意義を論じている²⁶。

MBh on A 1.4.42 (I.331.17–21): *loke 'bhirūpāyodakam āneyam abhirūpāya kanyā deyeti na cānabhirūpe pravṛttir asti tatrābhirūpatamāyeti gamyate / evam ihāpi sādhaḥ karaṇam ity ucyate sarvāṇi ca kārakāṇi sādhaḥkāni na cāsādhaḥ pravṛttir asti tatra sādhaḥkatamaṃ iti vijñāsyate / evaṃ tarhi siddhe sati yat tamagrahaṇam karoti taj jñāpayaty ācāryaḥ kārakasamjñāyām taratamayogo na bhavati /*

[反論] 世間では、「容姿優れた [婿殿] (abhirūpa) のために水を持って来るべきである」(*abhirūpāyodakam āneyam*)、「容姿優れた [婿殿] に娘は与えられるべきである」(*abhirūpāya kanyā deyā*) という言明が用いられる。しかし、容姿優れた者でない者 [が婿に選ばれ、そのような者] に対してそのような活動が起こることはない。その場合、「容姿優れた」という言葉から「最も容姿優れた者 (abhirūpatama) のために」、「最も容姿優れた者に」ということが理解される。同様にこの場合も「〈行為〉の」能成者 (*sādhaḥ*) が〈手段〉と呼ばれる (*sādhakaṃ karaṇam*) という言明が用いられる。しかし、*kāraka* はすべて能成者であり、能成者でないものに対して [術語〈手段〉の適用の] 活動は起こらない。その場合、「能成者」という語から「最も卓越した能成者 (*sādhakatama*) [が〈手段〉と呼ばれる]」ということが知られるであろう。

[答論] もしそうなら、その場合、[*sādhakaṃ karaṇam* と言明すれば] 確立されるときに最上級接辞 *tama* を言及しているということによって、先生は以下のことを示唆している。すなわち、*kāraka* 術語に関する [論題下] では、[術語の適用対象に] 卓越性 (*taratama*) との結合はない²⁷。

パタンジャリによれば、*sādhakaṃ karaṇam* と定式化すれば、*sādhakatamaṃ karaṇam* が伝えるべき意味は理解される。よって、*tamaṃ* の使用は無意味である。パーニニの言語使用に無意味性は想定されない。同接辞の使用は、「*kāraka* 術語に関する [論題下] では、[術語の適用対象に] 卓越性 (*taratama*) との結合はない」ことを示唆すること、カイヤタの説明では「卓越接辞の言及がない限り、この [*kāraka*] 論題では、言明効力から理解され得る卓越性は認められない」²⁸ ということを示唆することを目的とする。逆に言えば、*kāraka* 論題下では、卓越性を示すためには、卓越接辞が使用されなければならない。A 1.4.42 においては卓越接辞が使用されているから、卓越性が認められる。

さて、ここに第一義的な〈保持者〉と第二義的な〈保持者〉があるとしよう。この場合、第一義的な〈保持者〉を第二義的な〈保持者〉に相関して卓越した〈保持者〉とみなすことができよう。A 1.4.45 という術語〈基体〉を定義する規則は *kāraka* 論題下の規則である。この論題下では上述の解釈規則は破棄される。*ādharatama/-tara* (「卓越した〈保持者〉」) という語は使用されていない。よって *ādharma* は、第一義的な〈保持者〉と第二義的な〈保持者〉のいずれをも指示する。

²⁶taddhita 接辞 *tamaṃ* の導入規則は A 5.3.55 *atiśāyane tamabhiṣṭhanau* であり、卓越性 (*atiśāyana*) を導入の意味条件とする。

²⁷taddhita 接辞 *tarap* は比較級接辞であり、導入規則は A 5.3.57 *dvivacanavibhajyopapade tarabīyasunau* である。*taratamayoga* における *taratama* は卓越性 (*prakarṣa*) を指示する。Pradīpa on MBh to A 1.4.42 (II.405): *taratamayogo nāstīti / katham punaḥ kavalayoḥ pratyayayoḥ prayogaḥ / naiśa doṣaḥ / pratyayānukaraṇatvāt / tatrānukaraṇābhyām anukāryau pratyayau pratīyate / tābhyām api sāhacaryāt tadarthaḥ prakarṣo lakṣyate /*

²⁸Pradīpa on MBh to A 1.4.42 (II.405): *tatra tamaśrutir etaj jñāpayati prakarṣapratyayagrahaṇam antareṇeha prakaraṇe sāmartyagamyah prakarṣo nāśrīyate /*

なお、パタンジャリは、A 1.4.42 に対する Bhāṣya において、「kāra 術語に関する [論題下] では、[術語の適用対象に] 卓越性 (taratama) との結合はない」ことの証拠の一つとして、A 1.4.45 の <保持者> が第一義的なく保持者> に制限されないことを論じ、術語<基体>の適用対象としての第一義的<保持者>と第二義的<保持者>の具体例を挙げている。

MBh on A 1.4.42 (I.332.1–3): tathādhāraṃ ācāryaḥ kiṃ nyāyamaṃ manyate yatra kṛtsna ādhārātmā vyāpto bhavati / tenehaiva syāt tileṣu tailam dadhni sarpiḥ iti / gaṅgāyāṃ gāvaḥ kūpe gargakulam ity atra na syāt / kāraśaṃjñāyāṃ taratamayogo na bhavati atrāpi siddham bhavati //

[問] さらに、先生は<保持者>について何が正規であると考えているのか。[答] そこにおいて<保持者>自体が全面的に遍充される [<保持者>] である。それゆえ、以下の事例、*tileṣu tailam* (「胡麻油は胡麻の実にある」)、*dadhni sarpiḥ* (「精製バターは凝乳(酸発酵乳)の中にある」) においてのみ [胡麻の実 (tila)・精製バター (dadhni) に術語<基体>が適用される] であろう。しかし、*gaṅgāyāṃ gāvaḥ* (「牛たちがガンジス川にいる」)、*kūpe gargakulam* (「ガルガの家は井戸にある」) というこれらの事例においては [ガンジス川 (gaṅgā)・井戸 (kūpa) に術語<基体>は適用され] ないであろう。kāra 術語に関する [論題下] では、[術語の適用対象に] 卓越性 (taratama) との結合はないから、これらの事例においても [術語<基体>の適用は] 確立される。

パタンジャリはここでは第一義的なく保持者>を<保持者>自体が全面的に<被保持者>によって遍充される<保持者>であると考えている。したがって、彼の見解では、第二義的なく保持者>は、この<被保持者>による<保持者>の全面的な遍充の特質が見出されない<保持者>である。

ガンジス川にも井戸にもこの第一義的なく保持者>の特質は見出されない。いずれも第二義的なく保持者>である。A 1.4.42 における *tamaḥ* 接辞言及の示唆により、これらの第二義的なく保持者>にも A 1.4.45 が適用され、ガンジス川・井戸は<基体>と呼ばれる。

gaṅgāyāṃ gāvaḥ (「牛たちがガンジス川にいる」) に関して次のことが留意されなければならない。この表現がなされる事態には二つの場合が想定される。牛たちが (1) ガンジス川の流れの中にいる場合と (2) ガンジス川の流れの近くにある岸辺にいる場合とである。Nyāsa は術語<手段>規則 A 1.4.42 における *sādhakatama* の使用に関して次のように述べ、上記の Bhāṣya を説明している。

Nyāsa on KV to A 1.4.42: (a) *tamaḥgrahaṇam kim / gaṅgāyāṃ ghoṣa ity / yadi tamaḥgrahaṇam na kriyeta tato 'trādhikaraṇasaṃjñā na syāt / iha hi dvidha ādhāraḥ / gauṇaḥ mukhyaś ca / tatra mukhyo ya ādheyena vyāpyate / yathā tileṣu tailam asti / atra tailenādheyenādhārābhūtās tilā vyāptāḥ / (b) avyāpto gauṇo yathā gaṅgāyāṃ ghoṣa ity / atra hi sāmīpyād gaṅgāyā ādhāratvam upacaritam / na mukhyam / vyāptyabhāvāt / (c) tatrāsati tamaḥgrahaṇe gauṇamukhyayor mukhye kāryasaṃpratyayaḥ ity mukhyasyaivādhikaraṇasaṃjñā syāt / netarasya / tamaḥgrahaṇāt tasyāpi bhavati / (d) tathāpīha tamaḥgrahaṇam na kartavyam / katham / vināpi tena prakarśavagateḥ / yathāiva hy an-abhirūpāya kanyādānasya pravṛttir nāstīty abhirūpāya kanyā deyety ukte vināpi prakarśapratyayenābhirūpatamāyeti gamyate / tathēhāpi kāraādhikārād asādhake saṃjñāyāḥ pravṛttir nāstīti sādhakaṃ karaṇam ity ukte 'ntareṇāpi tamaḥgrahaṇam sādhakatamam ity gamyate / tat kiṃ tamaḥgrahaṇena / (e) tad etat tamaḥgrahaṇam jñāpanārtham kṛtam / etad anena jñāpyate / iha kāraādhikāre itaḥ sūtrād anyatra vinā tamaḥgrahaṇena prakarśo nāsrīyate ity / tena ādhāro 'dhikaraṇam ity anena gaṅgāyāṃ ghoṣaḥ ityādāv amukhyasyāpi gaṅgāder ādhārasyādhikaraṇasaṃjñā siddhā bhavati //*

(a) 「[問] なぜ最上級接辞 *tamaḥ* が言及されているのか。[答] *gaṅgāyāṃ ghoṣaḥ* (「ガンジス川に牧夫がいる」) [を例に説明しよう。] もし、*tamaḥ* の言及がなされなければ、この事例に

において [ガンジス川に対する] 術語〈基体〉の適用はないであろう。実にこの場合、〈保持者〉は二種である。すなわち、第二義的な [〈保持者〉] と第一義的な [〈保持者〉] である。そのうち、第一義的な [〈保持者〉] とは、〈被保持者〉によって遍充される [〈保持者〉] である。例えば、*tilēṣu tailam asti* (「胡麻の実に胡麻油がある」) [における胡麻の実である。] この場合、〈被保持者〉である胡麻油によって〈保持者〉である胡麻の実は遍充される。

(b) [〈被保持者〉によって] 遍充されない [〈保持者〉] が第二義的な [〈保持者〉] である。例えば *gāṅgāyām ghoṣaḥ* [におけるガンジス川である。] 実にこの事例においては、ガンジス川の〈保持者性〉は近接性 (*sāmīpya*) に基づいて付託されたもの (*upacarita*) である。[すなわち、「ガンジス川の岸辺に」が転義的に「ガンジス川に」と表現されている。] [ガンジス川の〈保持者性〉は] 第一義的なものではない。なぜなら、[〈被保持者〉である牧夫によってガンジス川が] 遍充されることはないからである。

(c) その場合、[A 1.4.42 に] *tamaṭ* の言及がなければ、[規則中の項目が] 第二義的 [な意味] と第一義的 [な意味] を有する場合、第一義的 [な意味を有する項目] に文法操作が起こると理解される」という [解釈規則] によって、第一義的な [ガンジス川] だけが〈基体〉と呼ばれ、他方の [第二義的な、転義的なガンジス川は] 〈基体〉と呼ばれないことになろう。[しかし A 1.4.42 に] *tamaṭ* が言及されているから、その [第二義的な、転義的なガンジス川] も [〈基体〉と] 呼ばれる。

(d) [反論] そのようであるとしても、この [A 1.4.42 中に] *tamaṭ* を言及する必要はない。[問] どうしてか。[答] その [*tamaṭ* の言及] がなくても卓越性が理解されるからである。実に容姿優れた者でないものに娘を与える行動は起こらないから、「容姿優れた者に娘は与えられるべきである」と言われたとき、卓越接辞が使用されなくても、最も容姿優れた者に [娘は与えられるべきである] と理解される。それとまったく同様に、この場合も、[A 1.4.42 は] *kāraka* 論題下であり、したがって [〈行為〉を] 実現するものではないものに [術語〈手段〉の適用は] 起こらないから、「[〈行為〉を] 実現するものが〈手段〉と呼ばれる」と言われるとき、*tamaṭ* の言及がなくても、卓越して [〈行為〉を] 実現するもの [が〈手段〉と呼ばれる] と理解される。それゆえ、*tamaṭ* の言及が何になろう。

(e) それゆえ、この *tamaṭ* の言及は [特定事項を] 示唆するためになされている。以下のことがこの [言及] によって示唆されている。

この *kāraka* 論題下では、この規則 [A 1.4.42] 以外の [規則] においては、*tamaṭ* の言及なしに卓越性は認められない²⁹。

それゆえ、A 1.4.45 *ādhāro 'dhikaraṇam* によって、*gāṅgāyām ghoṣaḥ* 等におけるガンジス川等は第一義的な〈保持者〉でないとしても〈基体〉と呼ばれることが確立される。

Nyāsa の言明から、第二義的な〈保持者〉を確立する視点には二つあることがわかる。まず、遍充の視点と〈保持者性〉付託の視点である。

パタンジャリが述べるように、第一義的な〈保持者〉とは〈被保持者〉によって全面的に遍充される〈保持者〉である。〈被保持者〉による全面的遍充がない場合は、二つの場合である。〈被保持者〉によって一部が遍充される場合とまったく遍充がない場合である。(1) の牛たちがガンジス川の流れの中にいる場合は、ガンジス川は〈被保持者〉である牛たちによってその一部が遍充される、という意味でガンジス川は第二義的な〈保持者〉である。一方、(2) の牛たちがガンジス川の流れの近くにある岸辺にいる場合は、その岸辺の〈保持者性〉がガンジス川の流れに付託される。岸辺が転義的に「ガンジス川」と呼ばれるからである。第一義的な〈保持者〉は〈岸辺〉であり、ガンジス川の流れは第二義的な〈保持者〉である³⁰。Nyāsa は (2) の場合を想定してガン

²⁹(e) Kudo 1999: 68: “It serves as an indicator. Namely, it is indicated that “in the *kāraka* section from this rule onward the most excellence is not intended without the suffix *-tamaṭ*.””

³⁰カイヤタは、Bhāṣya におけるガンジス川の例を次のように説明する。Pradīpa on MBh to A 1.4.42 (II.406):

ジス川の〈保持者〉性を説明している。

3.5 paratva/anavakāśatva

以上のように、〈行為〉の第二義的な〈保持者〉に術語〈基体〉は適用される。しかし、術語〈行為主体〉・〈目的〉の適用領域において、どうして術語〈基体〉の適用が阻止されるのだろうか。次に Nyāsa はこの問題を取り上げる。

Nyāsa on KV to A 1.4.45 [E]: (a) bhavatu gaṇṇasyādhikarāṇasaṃjñā / mukhyasyāpi kartuḥ karmaṇaś ca kasmān na bhavatīti cet /

(b) na / paratvād anavakāśatvāc ca kartṛkarmasaṃjñābhyāṃ bādhyamānatvāt / adhikarāṇasaṃjñā hi pūrvā gaṇṇa ādhāre sāvakāśā / tadviparīte tu kartṛkarmasaṃjñe iti tābhyāṃ bādhyamānā notsahate tayor viṣayam avagāhitum /

[E] (a) [反論] 第二義的な [〈保持者〉] に術語〈基体〉が適用されるとしよう。しかし、第一義的な [〈保持者〉] である〈行為主体〉と〈目的〉にもどうして [術語〈基体〉が] 適用されないことがある。

(b) [答論] 適用されない。なぜなら、[単一術語論題下では] 規則の後続性と [他の術語を阻止しなければ適用機会を失う] 適用機会の喪失に基づき、術語〈行為主体〉と術語〈目的〉によって [術語〈基体〉の適用は] 阻止されるからである。なぜなら、〈基体〉という術語は先行 [規則によって規定されるもの] であり、かつ第二義的な [〈保持者〉] に対して適用機会を有するものであるのに対して、〈行為主体〉という術語・〈目的〉という術語はそれとは逆であり、したがって術語〈基体〉は両術語によって阻止され、それら両術語の適用領域に入ることはいかなるからである³¹。

すでに述べたように、単一術語論題下では、A 1.4.2 vipratīṣedhe paraṃ kāryam による paratva (後続規則の優先適用) と anavakāśatva (適用機会喪失) に基づいて、単一の術語が適用される³²。以下に A 1.4.45 による術語〈基体〉の適用をめぐる paratva と anavakāśatva の適用の論理を簡単に説明しよう。

gaṅgāyām iti / gobhir gaṅgāyā vyāptyabhāvān na syād adhikarāṇasaṃjñā / asmāj jñāpakāt sāmīpyamātrāśrayeṇa prakalpitādhāranibandhanā sā bhavati / (『ガングス川に』(gaṅgāyām) に関して。牛たちによってガングス川が遍充されることはないから、[ガングス川に] 術語〈基体〉が適用されることはないであろう。これを指標として、単なる近接性を認めることによって構想された〈保持者〉に依拠して [ガングス川に] 術語〈基体〉が適用される [ことがわかる]。)

Uddyota on MBh to A 1.4.42 (II.406): sāmīpyamātrāśrayeṇeti / tenāpīty arthaḥ / apinaikadeśavṛttitāśrayeṇety asya saṃgrahaḥ / prakalpiteti / saṃpūrṇappravāhe ekadeśadharmasya tīradharmasya vādhāratvasyopacāra itī bhāvaḥ / tādrśam ādhāratvam api saptamyāḥ śakyam evei bodhyam / (『単なる近接性を認めることによって』に関して。そうすることによっても、という意味である。『も』(api) という [語] によって、[ガングス川] の一部に存在することを認めることによって、ということが含まれる。『構想された』について。[ガングス川の] 流れ全体に、その一部という属性あるいは岸辺という属性のもつ〈保持者性〉が付託される、という意である。)

なお、パタンジャリは、A 4.1.48 に対する Bhāṣya において、x ならざるものを「x」と呼ぶ転義的表現の根拠の一つとして tatsāmīpya (x との近接性) を上げ、例として gaṅgāyām ghoṣaḥ と kūpe gargakulam を挙げている。「ガングス川」も「井戸」もガングス川の流れの近くにある岸辺、井戸の近くにある地点に対して転義的に適用される。MBh on A 4.1.48 (II.218.18): tatsāmīpyāt / gaṅgāyām ghoṣaḥ / kūpe gargakulam /

³¹(b) Kudo 1999: 67: “Then, how is not this designation [applied] to either the agent or the object, both being primary locus? It is because of paratva-principle and no-scope of application (anavakāśatva) that the operation of P.1.4.45 to agent and to object is blocked. That is to say, the designation adhikarāṇa is prescribed earlier than the designations kartṛ/karman, and it is applied to the locus elsewhere but latter two designations are not. When items are excluded from the scope by two [rules], they are not fallen into the scope of the rules [which are blocking].”

³²本論 3.2 を見よ。

3.5.1 paratva

<目的>に存する<行為>の<行為主体>には術語<基体>は適用されず、術語<行為主体>が適用される。さらに、<行為主体>に存する<行為>の<目的>には術語<基体>は適用されず、術語<目的>が適用される。したがって術語<行為主体>・<目的>は独自の適用機会を有する。さらに、術語<基体>は間接的なく<行為>の<保持者>という独自の適用機会を有する。よって、直接的なく<行為>の<保持者>の領域では、術語<基体>規則と術語<行為主体>・<目的>規則の適用に関して後続規則の優先性 (paratva) の原則が適用される³³。規則の順序は、術語<基体>規則が A 1.4.45 ādhāro 'dhikaraṇam、術語<目的>規則が A 1.4.49 kartur īpstatamaṃ karma、術語<行為主体>規則が A 1.4.54 svatantraḥ kartā である。

3.5.2 anavakāśatva

<行為>の直接的なく<保持者>の領域においては、A 1.4.45 による術語<基体>の適用を阻止しなければ、A 1.4.49、A 1.4.54 による術語<目的>・<行為主体>の適用機会は失われ、術語<目的>規則 A 1.4.49、術語<行為主体>規則 A 1.4.54 の定式化は無意味となる。

3.5.3 文法学の視点からの<基体>の適用領域

以上のように、<行為>の直接的なく<保持者>の領域には術語<基体>は適用機会をもたない。このことをパーニニ文法学の規則組織の観点から整理すれば次のように言うことができる。

A 1.4.45 は A 1.4.23 kārake の支配下にある。<行為>を実現するものに対して ādhāra という語が適用される。したがって、まさに当該の<保持者>は実体 (dravya) や属性 (guṇa) の<保持者>ではなく、まさに<行為>の<保持者>であることが理解される。そして、<行為>の直接的なく<保持者>に関しては術語<行為主体>・<目的>によって術語<基体>の適用は阻止されるから、<行為>の間接的なく<保持者>に術語<基体>は適用されることが理解される。<行為>の間接的なく<保持者>は<行為>の直接的<保持者>である<行為主体>・<目的>の<保持者>である。よって、それら<行為主体>・<目的>の<保持者>こそが<基体>と呼ばれるべきである。これがパーニニの文法規則定式化そのものの効力から理解される。

3.6 例文説明

以上のように、術語<基体>の適用対象としての<行為>の<保持者>が限定される文法学上の理由を述べ、次に Nyāsa は例文を説明する。

Nyāsa on KV to A 1.4.45 [F]: (a) kaṭe āsta iti / kartṛsthā kriyā yatra pūrveṇa prakāreṇādhriyate tasyodāharaṇam / āsanakriyāyāḥ kartṛsthatvāt /

(b) sthālyāṃ pacatīti / karmasthā kriyā yatrādhriyate tasyodāharaṇam / vikledanakriyāyāḥ karma-sthatvāt /

[F] (a) kaṭe āste (「彼はマットに座っている」)

<行為主体>に存する<行為>が、そこにおいて上述の仕方で [<行為主体> を保持することによって間接的に<行為>が] 保持される [<保持者> の] 例である。座<行為> (āsanakriyā) は<行為主体>に存するからである。

³³小川 2015: 51–53 を見よ。

(b) *sthālyām pacati*（「彼は鍋の中の〔粥〕を煮ている」）

<目的>に存する<行為>が、そこにおいて[<目的>を保持することによって間接的に<行為>が]保持される[<保持者>の]例である。軟化<行為> (*vikledanakriyā*) は<目的>に存するからである。

マットは<行為主体>の直接的<保持者>であり、鍋は粥といった<目的>の直接的<保持者>である。そのような直接的な<行為主体>・<目的>の保持を通じて、マットと鍋はそれぞれ座<行為>・軟化<行為>の<保持者>となり、術語<基体>の適用対象となる。軟化<行為>は<目的>に存する。<目的>もまた自己に固有な<行為>を有するからである。動詞語根 *pac* は軟化するものを軟化せしめる<行為>を表示する³⁴。

3.7 三種の<基体>

パタンジャリは、A 6.1.72 *saṃhitāyām* に対する *Bhāṣya* において、<基体>には全面的<基体> (*vyāpaka*)・<近接接合>による<基体> (*aupaśleṣika*)・<領域>による<基体> (*vaiśayika*) の三種があることを述べている³⁵。Nyāsa はこれらの三種の<基体>について説明を与える。

Nyāsa on KV to A 1.4.45 [G]: (a) *tat punar adhikaraṇaṃ triprakāram / aupaśleṣikaṃ vaiśayikam abhivyāpakaṃ ca /*

(a) ところで、その<基体>は三種である。すなわち、<近接接合> (*upaśleṣa*) による<基体> (*aupaśleṣika*)・<領域>による<基体> (*vaiśayika*)・全面的<基体> (*abhivyāpaka*) である。³⁶

なお、<近接接合> (*upaśleṣa*) による<基体> (*aupaśleṣika*) とは、<基体>と呼ばれるべき *kāraka* とその直接的<被保持者>との間に<近接接合>が成立する<基体>、<領域>による<基体> (*vaiśayika*) とは、<基体>と呼ばれるべき *kāraka* がその直接的<被保持者>の<領域>である<基体>、全面的<基体> (*abhivyāpaka*) とは、<基体>と呼ばれるべき *kāraka* がその全面にわたって<保持者>として機能する<基体>である。

次に Nyāsa はこの三種の<基体>について説明する。

3.7.1 <近接接合>による<基体> (*aupaśleṣika*)

<近接接合>による<基体> (*aupaśleṣika*) について Nyāsa は次のように述べる。

Nyāsa on KV to A 1.4.45 [H]: *tatrādye kaṭe āste, sthālyām pacatīti / kaṭāder apy ādhārasya hy ādheyena sahopaśleṣaḥ saṃyogalakṣaṇo 'stīty aupaśleṣikaṃ tad bhavati /*

³⁴VP 3.7.54: *nirvṛtyādiṣu tat pūrvam anubhūya svatantratām / kartrantarānām vyapāre karma sampadyate tataḥ //*（「その〔<目的>〕はまず実現行為 (*nirvṛtti*) 等の〔自己の<行為>]に対する〕自主性を享受して、その後で、〔自己以外の〕別の〔*kāraka* である〕<行為主体>の〔<目的>となる〕小川 2009 を見よ。

³⁵MBh on A 6.1.72 (III.51.8–9): *adhikaraṇaṃ nāma triprakāram vyāpakam aupaśleṣikaṃ vaiśayikam iti /*

³⁶A 4.3.117 *saṃjñāyām* により、「x によって作られたもの」に対する名称語を派生する *īthak* 接辞が導入された語形である。

なお、ナーゲーシャ (*Nāgeśa*) は *upaśleṣa* を「x に近接しているときの x との関係」(*saṃīpe śleṣaḥ sambandhaḥ*) と解釈し、*vaṭe gāvah*（「イチジクの木のところ牛たちがいる」）におけるイチジクの木を近接の (*sāmīpika*) <基体>とみなす。Uddyota on MBh to A 5.1.96 (IV.95): *upa saṃīpe śleṣaḥ sambandhaḥ / tena vaṭe gāva itivat sāmīpikam idam adhikaraṇam /*

[H] それらのうち、第一の〔〈基体〉〕に関して、*kaṭe āste* (「彼はマットに座っている」)、*sthālyām pacati* (「彼は鍋の中の〔粥を〕煮ている」)という〔例が挙げられている〕。マット等も〔〈行為主体〉の〕〈保持者〉として〈被保持者〉である〔〈行為主体〉〕との間に結合 (saṃyoga) と特徴付けられる〈近接接合〉を有するから、〔マット等という〕この〔〈基体〉〕は、〈近接接合〉による〔〈基体〉〕である³⁷。

例文は以下のとおりである。

[1] *kaṭe āste* (「[デーヴァダッタは] マットに座っている」)

[2] *sthālyām pacati* (「彼は鍋の中の〔粥〕を煮ている」)

〈基体〉であるマット・鍋と〈行為主体〉であるデーヴァダッタ・粥の間に結合 (saṃyoga) という〈近接関係〉がある。マット・鍋はデーヴァダッタ・粥の〈保持者〉であり、デーヴァダッタ・粥はそれらに相関した〈被保持者〉であるから、この〈近接関係〉は、〈保持者・被保持者関係〉 (ādhārādheyabhāva) を規制する。

3.7.2 〈領域〉による〈基体〉 (vaiśayika)

〈領域〉による〈基体〉 (vaiśayika) を Nyāsa は以下のように説明する。

Nyāsa on KV to A 1.4.45 [I]: (a) vaiśayikam / gurau vasati gaṅgāyām ghoṣa iti / prativasatīti / viśayo hy ananyatrabhāvaḥ /

(b) yathā cakṣuṣprabhṛtīnām rūpādibhyo 'ananyatrabhāvāc cakṣurādīnām rūpādayo viśayā ity ucyante evaṃ śiṣyādīnām gurvādibhyo 'nanyatrabhāvād eṣāṃ te viśayā iti /

[I] (a) 〈領域〉による〔〈基体〉〕とは、*gurau vasati* (「[学生は] 師のもとに住まう」)、*gaṅgāyām ghoṣaḥ*—〔この文は〕*prativasati* [が補われ、「ガンジス川に牧夫が住んでいる」という意味である—]における〔師・ガンジス川である〕。実に〔xがyの〕〈領域〉であるとき、〔yはx〕以外の領域において存立しない (ananyatrabhāva)。

(b) 例えば、視覚器官等は色等以外の領域において存立しないから、視覚器官等にとって色等が〈領域〉であると言われる。同様に、学生等は師等以外の領域において存立しないから、これら〔学生等〕にとってそれら〔師等〕は〈領域〉であると言われる。

〈領域〉による〈基体〉 (vaiśayika) についての例文は以下のとおりである。

[3] *gurau vasati* (「[学生は] 師のもとに住まう」)

[4] *gaṅgāyām ghoṣaḥ prativasati* (「ガンジス川に牧夫が住んでいる」)

師・ガンジス川という〈基体〉は、〈行為主体〉である学生・牧夫に相関して〈領域〉である。(4)におけるガンジス川を *gaṅgāyām gāvah* (「ガンジス川に牛たちがいる」)におけるガンジス川と同列に扱うことはできない。後者のガンジス川は〈近接接合〉による〈基体〉である³⁸。この場合の「領域」(viśaya)とは、ananyatrabhāvaを意味する³⁹。ananyatrabhāvaとは、「xがy以外の領域 (anyatra) において存立しないこと」である。「[学生は] 師のもとに住まう」は「[学生は]

³⁷ヘーラーラージャは VP 3.7.149 における *upaśleṣa* を保持関係 (ādhārādheyabhāva) とする。翻訳研究 VP 3.7.149.1 を見よ。

³⁸翻訳研究 VP 3.7.149.10 を見よ。

³⁹ヘーラーラージャもまた *viśaya* の意味を ananyatrabhāva とする。翻訳研究 VP 3.7.149.6 を見よ。

師という<領域>に住まう」、「ガンジス川に牧夫が住んでいる」は「ガンジス川という<領域>に牧夫が住んでいる」に等価である。学生は師以外の領域においては存立せず、牧夫はガンジス川以外の領域においては存立しないことをこれらの文は意図していることになる。しかしながら、一体それらは何を意味するのであろうか。

3.7.3 viṣaya

この *viṣaya* の「他領域における不存立」という概念は一般的なものではないと思われる。パーニニ文法家が *viṣaya* に関してどのような概念を有しているか検討されるべきであろう。ここで次の規則に注目したい。

A 4.2.52 viṣayo deśe //

この規則は、taddhita 接辞 *aṅ* (← A 4.1.83 *prāg dīvyato 'ṅ*) が「x の *viṣaya*」という意味で、第六格接辞で終わる項目 (x) の後に導入されることを規定する。ただし、この接辞導入は、*viṣaya* が *deśa* (領地・領土) である場合を条件とする。例えば、この規則は「シビ (Śibi) 族の *viṣaya* (領土)」（*śibīnām viṣayaḥ*）という意味で *śaiba* が派生されることを説明する⁴⁰。Kāśikāvṛtti は *viṣaya* という語の多義性が条件が設定される理由であると、同語の複数の使用例を挙げる。以下のとおりである。⁴¹

1. 村々の集合 (*grāmasamudāya*)
viṣayo labdhah (「[隣国の王の] 村々の集まり (*viṣaya*) が獲得された」)⁴²
2. 感覚器官によって把捉されるべき対象 (*indriyagrāhya*)
caṣurviṣayo rūpam (「視覚器官の対象 (*viṣaya*) は色である」)
3. 優れて習熟している分野 (*atyantaśīlitajñeya*)
devadattasya viṣayo 'nuvākaḥ (「デーヴァダッタの専門分野 (*viṣaya*) は *anuvāka* (ヴェエダ聖典の一章節) である」)
4. 他領域における不存立 (*anyatrābhāva*)
matsyānām viṣayo jalam (「魚の領域は水である」)

Kāśikāvṛtti によれば、当該規則における *deśa* の言及は、1 の村々の集合が *viṣaya* の意味であることを示すためである。

注目すべきは<他領域における不存立> (*anyatrābhāva*) としての *viṣaya* の意味である。*ananyatrābhāva* と *anyatrābhāva* は同義である。[3] における師、[4] におけるガンジス川と 4 における水は、それぞれ学生、牧夫、魚に対して他領域においてそれらが存立し得ないという、それらの存立の制限された<領域> (*viṣaya*) である。なお、Nyāsa が視覚器官にとっての色を視覚器官の<領域>としているのに対して、Kāśikāvṛtti が<感覚器官によって把捉されるべき対象>としている点にも注目すべきである。このことは Nyāsa が<感覚器官によって把捉されるべき対象>を<他領域における不存立>としての<領域>に含めていることを示すものである。

⁴⁰ *śibi-ām + aṅ* → *śibi-ḥ* (A 2.4.71 *supo dhātuprātipadikayoḥ*) + *a* → *śaibi + a* (A 7.2.117 *taddhiteṣv acām ādeḥ*) → *śaib-ḥ* (A 6.4.148 *yasyeti ca*) *a* → *śaiba*

⁴¹ KV on A 4.2.52: *samūhaḥ iti nivṛttam / śaṣṭhī samarthavibhaktir anuvartate / tasyeti śaṣṭhīsamarthād viṣayaḥ ity etasminn arthe yathāvihitam pratyayo bhavati, yo 'sau viṣayo deśaś cet sa bhavati / viṣayaśabdo 'yam bahvarthaḥ / kvacid grāmasamudāye vartate viṣayo labdhā itī / kvacid indriyagrāhye caṣurviṣayo rūpam itī / kvacid atyantaśīlīte jñeye devadattasya viṣayo 'nuvākaḥ / kvacid anyatrābhāve matsyānām viṣayo jalam itī / tatra deśagrahaṇam grāmasamudāyapratipattiyartham / śibīnām deśaś śaibaḥ / auṣṭraḥ / deśa itī kim / devadattasta viṣayo 'nuvākaḥ /*

⁴² BM on SK 1261 (A 4.2.52): *sāmantasya rājño viṣayo 'nena labdhah /*

3.8 <領域>による<基体>は<基体>か—依拠と存立

[1]におけるマツトと<行為主体>であるデーヴァダッタ、[2]における鍋と<目的>である粥との間には結合関係という<近接接合>に基づく<保持者・被保持者関係>が認められる。しかし、<領域>による<基体>の場合、[3]における師と<行為主体>である学生、[4]におけるガンジス川と<行為主体>である牧夫との間にはそのような関係は想定できない。Nyāsaはこの問題を検討する。

Nyāsa on KV to A 1.4.45 [J]: (a) nanu ca ādhāro 'dhikaraṇam ity uktam / ādhāraś ca ko bhavati / ya āśrayaḥ / āśrayaḥ saṃyogataḥ samavāyato vā bhavati / na ca śiṣyādīnām guruprabhṛtibhiḥ saha saṃyogaḥ samavāyo vāsti / tad ayuktaṃ teṣām adhikaraṇatvam /

(b) naitad asti / yadāyattā hi yasya sthitiḥ sa vināpi saṃyogasamavāyābhyām tasyāśrayo bhavati / yathā rājāyattasthitivāt puruṣasya rājeti / na ca rājñā saha puruṣasya saṃyogasamavāyau staḥ / tathā hi / tadadhīnasthitivād rājāśrayaḥ puruṣa iti loka vyapadiśyate / tathā śiṣyādīnām gurvādyāyattā sthitiḥ iti yuktas tām prati guruprabhṛtīnām āśrayabhāvaḥ /

[J] (a) [反論] 「<保持者>が<基体>と呼ばれる」と言われている。

[問] しかし、<保持者>とは何か。

[答] それは<拠所>(āśraya)である。[xのyとの]結合関係あるいは内属関係に基づいて[xはyの]<拠所>となる。しかし、学生たちは師等との間に結合関係も内属関係ももたない。それゆえ、それら[師たち]が<基体>であることは不合理である。

(b) [答論] このようなことはない。なぜなら、xに依存してyが存立するとき、xは、[yとの間に]結合関係や内属関係がなくても、yの<拠所>である(yadāyattā hi yasya sthitiḥ sa vināpi saṃyogasamavāyābhyām tasyāśrayo bhavati)。例えば、王に依存して存立するから、家臣にとって王は[<拠所>である]と言われる。そして、王と家臣が結合関係あるいは内属関係をもつことはない。すなわち、xに依存して存立するものであるということに基づいて、「家臣は王を<拠所>とする」と世間では言われる。それと同様に、弟子たちは師たちに依存して存立するから、彼ら[弟子たち]に対して師たちが<拠所>であることは合理的である。

反論の意図は次のとおりである。<基体>(adhikaraṇa)と呼ばれるべき<保持者>(ādhāra)とは<拠所>(āśraya)である。xがyの<拠所>であるとき、xとyの間には結合関係か内属関係がある。<領域>である師と学生との間には結合関係も内属関係もない。よって、<領域>である師は学生の<拠所>たり得ず、師は学生の<保持者>ではないから、師は<基体>とは呼び得ない。

この反論は、結合関係にも内属関係にも依拠しない<拠所>の異なった概念の導入によって退けられる。xがyの<拠所>であることを決定する要素は、xに依拠してyが存立すること(tadadhīnasthitivā)である。学生は師に依拠して学生として存立する。よって、師は学生の<拠所>であり、学生の<保持者>であるから、学生の存立の<領域>である師は<基体>である。Nyāsaはこれ以上のことを述べない。後で見るように、バルトリハリは<基体>と呼ばれる<保持者>は<被保持者>に対して扶助を与えんとする。「x以外の領域にはyは存立しないこと」、「xに依拠してyが存立すること」もこの扶助の概念によって説明される。<基体>が有する<扶助>の概念を検討する際に論じよう⁴³。

⁴³本論 4.2.1 を見よ。

3.9 全面的<基体>

第三の<基体>は全面的<基体>である。Nyāsa は次のように説明する。

Nyāsa on KV to A 1.4.45 [K]: (a) abhivyāpakam yathā tileṣu tailam / dadhni sarpir iti / tilādikam tailādikam ādheyam vyāpyāvatiṣṭhata iti tilādikam abhivyāpakam adhikaraṇam /
(b) yady apy atra tilādīnām tailādībhiḥ saha saṃyogo 'sti tathāpi deśavibhāgābhāvād atra saṃśleṣa-vyavahāro nāstīty upaśleṣikāt tat pṛthag evopasthāpyate //

[K] (a) 全面的 [<基体>] (abhivyāpaka) とは、例えば *tileṣu tailam* (「胡麻油は胡麻の実の中にある」)、*dadhni sarpīḥ* (「精製バターは凝乳(酸発酵乳)の中にある」)における[胡麻の実・凝乳(酸発酵乳)である。] 胡麻の実等を胡麻油等の<被保持者>は遍充して存立するから、胡麻の実等は全面的<基体>である。

(b) この事例では胡麻の実等は胡麻油等と結合関係を有するとしても⁴⁴、[胡麻の実等が] 部分に区別されることはないから、[胡麻の実等はこの部分で胡麻油等と結合している、というように言うことはできず、] この場合 [胡麻の実等が胡麻油等と]「接合している」(saṃśleṣa)と表現されることはない。したがって、<近接接合>に基づく [<基体>] とはまさに別個に全面的 [<基体>] が提示される。

すでに Bhāṣya においてパタンジャリが述べているように、この<基体>は、それにおいて<保持者>自体が全面的に遍充される<基体>である (yatra kṛtsna ādhārātmā vyāptaḥ)⁴⁵。すなわち、その一部に局限された形で関係が成立するのではなく、その全部分が<被保持者>と関係する<基体>であり、その全部分を<基体性>が遍充する<基体>である (sakalāvayavavyāpti)⁴⁶。言い換えれば、全面的部分にわたる<基体>である。

4 バルトリハリの<基体>論—基本的枠組

以上、Kāśikāvṛtti と Nyāsa の A 1.4.45 の解釈と同規則解釈に関わる問題点を概観した。次にバルトリハリが<基体>という kāraka をどのように理解しているのか、その<基体>論の基本的枠組みが提示される VP 3.7.148–150 を検討しよう。

4.1 VP 3.7.148

4.1.1 upakurvāt

VP 3.7.148 は以下のとおりである。

VP 3.7.148: kartṛkarmavyavahitām asākṣād dhārayat kriyām /
upakurvāt kriyāsiddhau śāstre 'dhikaraṇam smṛtam //

この詩節を Iyer, Joshi/Roodbergen は以下のように解釈する。

Iyer 1971: 232: “That which helps in the accomplishment of the action by holding it indirectly through the agent or the object is called *adhikaraṇa* (abode) in the Science of Grammar.”

⁴⁴ヘーラーラージャは、胡麻の実と胡麻油の間の関係を内属関係とする。翻訳研究 VP 3.7.149.4 を見よ。

⁴⁵本論 3.4 を見よ。

⁴⁶翻訳研究 VP 3.7.149.3 を見よ。

Joshi/Roodbergen 1980: 79: "That which holds the action indirectly through the intermediary of the agent or the object (and) which helps in bringing about the action is called *adhikaraṇa* in grammar."

問題は c 句の *upakurvāt* (*upa-kṛ* 「扶助する」, present participle, nom. sg. n.) の解釈である。Iyer, Josh/Roodbergen は共に「〈行為〉の実現を助ける」(*upakurvāt kriyāsiddhau*) と解釈する。ここで注目しなければならないのは、バルトリハリの〈扶助〉 (*upakāra*) の概念である。バルトリハリは「関係詳解」章において次のように述べている。

VP 3.3.5: *upakārāt sa yatrāsti dharmas tatrānugamyate /*
śaktīnām api sā śaktir guṇānām apy asau guṇaḥ //

「〈扶助〉に基づいてそれ [すなわち、関係 (*sambandha*)] があるところでは、[絶対的依存性 (*atyantaparatantratva*) という] 属性が理解される。能力 (*śakti*) に対してもそれが能力であり、性質 (*guṇa*) に対してもこれは性質である」

x が y を扶助する事態において x と y との間に関係 (*sambandha*) が成立する。すでに述べたように、文法学において〈基体〉と呼ばれるべき *kāraka* は、〈行為〉の保持者である〈行為主体〉あるいは〈目的〉を保持することによって〈行為〉を保持する。したがって〈基体〉と呼ばれるべき *kāraka* は次の二種の関係を有する。

1. 〈行為主体〉・〈目的〉との直接的保持関係
2. 〈行為〉との間接的保持関係

ここから明らかのように、〈基体〉と呼ばれるべき *kāraka* は、〈行為主体〉・〈目的〉を直接的に扶助すると同時に〈行為〉を間接的に扶助する。Iyer, Joshi/Roodbergen は〈行為〉との間接的保持関係の視点から解釈していることになる。しかし、バルトリハリは、後続の二詩節において当該詩節の〈扶助〉を敷衍して、〈行為主体〉・〈目的〉との直接的保持関係における〈扶助〉を論じている。当該詩節における〈扶助〉を〈行為主体〉・〈目的〉との直接的保持関係における〈扶助〉と解釈した方が文脈の整合性が得られると考えられる。

さらに、同じく d 句の *kriyāsiddhau* は、バルトリハリが A 1.4.23 *kārake* (「〈行為〉を実現するものであるとき」) を章題 (支配) 規則と解し、同規則をその表現によって示唆していると解することができる。よって以下のような解釈を提案する。

VP 3.7.148

「[〈行為主体〉あるいは〈目的〉を] 扶助して (*upakurvāt*)、[それら] 〈行為主体〉あるいは〈目的〉を介して間接的に〈行為〉を保持するとき、[*kāraka* は、] 文法学においては伝統的に〈行為〉の実現に対して〈基体〉と呼ばれる」

「[〈行為主体〉あるいは〈目的〉を] 扶助して」とは、〈行為主体〉・〈目的〉と直接的保持関係を形成して、という意味である。〈基体〉と呼ばれるべき *kāraka* は、〈行為主体〉あるいは〈目的〉と関係して初めて〈行為〉を保持し得る。

4.1.2 〈目的〉が保持する〈行為〉

Nyāsa は〈行為〉の直接的〈保持者〉を説明する際に〈行為主体〉に存する〈行為〉と〈目的〉に存する〈行為〉という〈行為〉の区分を導入した⁴⁷。ここで注意しなければならないのは、バル

⁴⁷本論 3.2 を見よ。

トリハリがこのようなく行為>の所在の確定は、動詞語根が表示する〈行為〉が成立する事態の意味論的あるいは認識論的な分析に基づくものであり、絶対的なものではないと指摘している点である⁴⁸。このことを考慮するならば、バルトリハリが〈行為主体〉と〈目的〉を〈行為〉の〈保持者〉と規定するとき、彼にはその規定の理論的裏付けがあると考えなければならない。

〈目的〉が〈行為〉の保持者であることが前提されている。バルトリハリによれば、〈目的〉は〈行為〉の〈領域〉(kriyāviṣaya)である。この場合、以下のことが成立する。

1. 〈行為〉は〈目的〉以外の領域において存立しない。
2. 〈目的〉に依拠して〈行為〉が存立する。
3. 〈目的〉は〈行為〉の存立〈領域〉である。

バルトリハリは、「〈行為〉詳解」章(Kriyāsamuddeśa)において種々の〈行為〉概念を検討するが、この〈目的〉論の文脈では〈行為〉は以下の詩節に言及される〈行為〉である。

VP 3.8.15: anantaraṃ phalaṃ yasyāḥ kalpate tām kriyāṃ viduḥ /
pradhānabhūtāṃ tādarthyaḥ anyāsāṃ tu tadākhyatā //

「その直後に〈結果〉が実現される主要なく行為>を「行為」と呼ぶ。一方、[主要なく行為>]以外の〈行為〉は〈それに対する奉仕性〉(tādarthya)から転義的に「行為」と呼ばれる」

「その直後に〈結果〉が実現される主要なく行為>」とは、例えば動詞語根 *pac*（「調理する、煮る」）の場合は軟化く行為>であり、それはまた〈それに対する奉仕性〉から転義的に「結果」(phala)と呼ばれ得る。したがって、〈目的〉の場合は、〈行為〉の結果(phala)としての〈行為〉を保持することによって〈行為〉を保持するという構造がある⁴⁹。〈行為主体〉が保持する〈行為〉は、その主要なく行為>に資する、転義的に「行為」と呼ばれる従属的く行為>である。

4.2 VP 3.7.149

VP 3.7.149 はパタンジャリの三種のく基体>を念頭に、それには直接言及することなく、全面的く基体>の例として胡麻の実(tila)、く領域>によるく基体>の例として虚空(ākāśa)、く近接接合>によるく基体>の例としてマット(kaṭa)を挙げることによって、三種のく基体>を示唆する。要点は、三種のく基体>がいずれもく被保持者>であるく行為主体>・く目的>に対して有する直接的保持関係が「く近接接合>」(upaśleṣa)であるとする点と、その直接的保持関係においてく基体>がく行為主体>・く目的>に対して与える扶助は多様であるとする点である。詩節は以下のとおりである。

VP 3.7.149: upaśleṣasya cābhedas tilākāśakaṭādiṣu /
upakārās tu bhidyante saṃyogisamavāyīnām //

「そして、胡麻等・虚空等・マット等におけるく近接接合>は区別されない。しかし、結合関係にある[く保持者>]と内属関係にある[く保持者>]では、それらが与える扶助は異なる」⁵⁰

⁴⁸VP 3.7.66. 小川 2011: 48–50 を見よ。

⁴⁹この点については別稿において詳論する。

⁵⁰Iyer 1971: 233: “Contact (*upaśleṣa*) is the same whether the abode be sesame (*tila*), space (*ākāśa*) or mat (*kaṭa*) etc. But the service rendered differs according as the objects are in contact through *saṃyoga* (conjunction)

バルトリハリは、〈基体〉と〈行為主体〉・〈目的〉の直接的保持関係を〈近接接合〉(upaśleṣa)とみなしている。ヘーラーラージャは明示的に「〈近接接合〉とは〈保持者〉の〈被保持者〉との関係である」(upaśleṣa ādhārasyādheyena sambandhaḥ)⁵¹と述べている。〈基体〉が〈行為主体〉・〈目的〉に与える扶助の多様性については次詩節において述べられる。

さて、ヘーラーラージャによれば、三種の〈基体〉が〈行為主体〉・〈目的〉に対して有する〈近接接合〉が三種のそれぞれの名称で呼ばれるのは、〈被保持者〉である〈行為主体〉・〈目的〉が〈基体〉である〈保持者〉に対して関係するその関係のあり様が異なるからである⁵²。

VP 3.7.149 においてバルトリハリが〈保持者〉と〈被保持者〉との間の〈近接接合〉を規制する関係として結合関係と内属関係のみに言及している点に注目しなければならない。

ヘーラーラージャによれば、関係のあり様は以下の三つの場合で異なる。

1. 〈基体〉である〈保持者〉は部分に区分される。
 - (a) 〈被保持者〉は〈保持者〉の全部分と関係する (内属関係)。
 - (b) 〈被保持者〉は〈保持者〉の一部分と関係する (結合関係)。
2. 〈基体〉である〈保持者〉は部分に区分されない。保持関係は結合関係にも内属関係にも基づかない心的構想である。

1(a) が全面的〈基体〉、1(b) が〈近接接合〉による〈基体〉、2 が〈領域〉による〈基体〉である。このように〈基体〉である〈保持者〉に対して〈被保持者〉が関係するその関係のあり様によって〈近接接合〉は多様化される。以下にヘーラーラージャの説明を見よう。

1. *kaṭe āste* (「彼はマットに座っている」)

マットと〈行為主体〉の間には結合関係がある。〈行為主体〉はマットの一部を遍充する。この場合のマットが〈近接接合〉による〈基体〉と呼ばれる⁵³。

2. *tilēṣu tailam* (「胡麻の実に胡麻油がある」)

胡麻油と胡麻の実の間には内属関係がある。胡麻油は胡麻の実の全部分を遍充する。この場合の胡麻の実が全面的〈基体〉である⁵⁴。

3. *khe śakunayaḥ* (「空に鳥たちがいる」)

空 (kha) すなわち虚空 (ākāśa) は無部分である。この場合の空は〈領域〉による〈基体〉である。鳥たちは空以外の領域に存立し得ないもの (ananyatrabhāva) として、空を〈領域〉とする。空は鳥たちの〈領域〉である⁵⁵。

4. *jale matsyāḥ* (「水の中に魚たちがいる」)

Kāśikāvṛtti は魚たちにとって水は〈領域〉であるとした⁵⁶。この事例における水は〈領域〉による〈基体〉であることになる。しかしヘーラーラージャは、水に区分点を設定される場合を想定して魚たちの水の一部との結合感関係を織り込み、この場合の水を〈近接接合〉に

or through *samavāya* (inherence).”

Joshi/Roodbergen 1980: 80: “And there is no difference in contract as far as the sesamum seeds, space or the mat, etc. are concerned. But the ways of assistance (rendered) differ for things according to whether they are in contact through *saṃyoga* or *samavāya*.”

⁵¹ 翻訳研究 VP 3.7.149.1 を見よ。

⁵² 翻訳研究 VP 3.7.149.2 を見よ。

⁵³ 翻訳研究 VP 3.7.149.3 を見よ。

⁵⁴ 翻訳研究 VP 3.7.149.4 を見よ。

⁵⁵ 翻訳研究 VP 3.7.149.5 を見よ。

⁵⁶ 本論 3.7.3 を見よ。

よる<基体>とする⁵⁷。

5. *gurau vasati*（「[学生は] 師のもとに住まう」）

この例文において師は<領域>による<基体>である。師は学生の<領域>である。Nyāsaは師を<学生がそれに依拠して存立する>ところの<拠所>と規定した。ヘーラーラージャは同一の論理によって、学生が師に依拠して存在する（*śiṣyādīnām gurvadhīnā vṛttiḥ*）場合、師は学生の<領域>であるとする。そしてさらに<保持者>としての師と<被保持者>としての学生の関係である<近接接合>を心的に構築されたもの（*bauddha*）とみなす⁵⁸。

6. *yuddhe sannahyati*（「[兵士（*sainya*）は] 戦争（*yuddha*）に備える」）

ヘーラーラージャによれば、この例文における戦争は<領域>による<基体>である。兵士は戦争を念頭において戦争への備えをする。戦争は念頭に置かれる対象である。兵士の志向性（*abhisandhi*）は戦争以外の領域において存立しない、というのがヘーラーラージャの解釈である。しかしながら、以下のようにも解釈できるであろう。兵士は戦争に依拠して存立するという点において兵士にとって戦争は<領域>である。兵士は戦争以外の領域において存立しない⁵⁹。

7. *gaṅgāyām gāvaḥ*（「ガンジス川に牛たちがいる」）

ヘーラーラージャによれば、この例文においては「ガンジス川」（*gaṅgā*）という語はガンジス川の流れに近接した地点を指示する。ガンジス川の流れに近接した地点とはガンジス川の岸辺であり、岸辺と牛たちとの間には保持関係がある。ヘーラーラージャによれば、この場合のガンジス川の岸辺は<近接接合>による<基体>である⁶⁰。

8. *śatror abhāve sukham*（「敵の非存在に楽の感情が起こる」）

ヘーラーラージャは、この文における敵の非存在がいかなる<基体>かを明示しない。楽（*sukha*）は感情（*vedanā*）である点を考慮すれば、この場合の敵の非存在は<領域>による<基体>である。敵を有する者にとって楽は敵の非存在の領域外に存立しない。

4.2.1 VP 3.7.150

VP 3.7.150においてバルトリハリは、<基体>が<行為主体>・<目的>に与える扶助の多様性を述べる。<基体>は *kāraka* であるから<行為>に対する扶助は自明である。

VP 3.7.150: *avināśo gurutvasya pratibandhe svatantratā /
digviśeṣād avaccheda ityādyā bhedahetavaḥ //*

「滅の非存在（*avināśa*）、重さ（*gurutva*）に対する対抗作用（*pratibandha*）に対する自主性（*svatantratā*）、特定方位からの排除（*avaccheda*）といったこのようなものをはじめとするものが〔扶助を〕差別化する原因である」⁶¹

ヘーラーラージャは以下のように説明する。

1. *tileṣu tailam*（「胡麻の実に胡麻油がある」）

⁵⁷ 翻訳研究 VP 3.7.149.7 を見よ。

⁵⁸ 翻訳研究 VP 3.7.149.8 を見よ。

⁵⁹ 翻訳研究 VP 3.7.149.9 を見よ。

⁶⁰ 翻訳研究 VP 3.7.149.10 を見よ。

⁶¹ Iyer 1971: 233: “Non-destruction, independence in supporting the weight, connection with particular regions, such are the causes of difference.”

この場合、〈保持者〉である胡麻の実は、〈被保持者〉である胡麻油に対して、胡麻油の不滅 (avināśa) という扶助を与える⁶²。

2. *paryāṅke śete* (「彼は長椅子に座っている」)

この文は、*paryāṅko [devadattasya] guruvam pratibadhnāti* (「長椅子は [デーヴァダッタの] 重さに対抗している」) と等価である。この場合、〈保持者〉である長椅子は座っている者の重力に対して対抗する対抗の〈行為主体〉であるから、座っている者の座位置の保持による不落下を扶助する⁶³。あるいは、長椅子は座っている者に安楽を与えるという扶助をなす⁶⁴。

3. *khe śakuntāḥ* (「空に鳥たちがいる」)

この場合には、〈保持者〉である空は〈被保持者〉である鳥たちが下方に落下するのを防ぐ扶助をなす。ヘーラーラージャは扶助を「有用性」(*upayoga*) で言い換える⁶⁵。

4. *gurau vasati* (「[学生は] 師のもとに住まう」)

この場合、〈保持者〉である師によって学生は卓越した浄化 (*saṃskārātīśaya*) を与えられる。師は学生の浄化を扶助する⁶⁶。

5. *prācyām āditya udeti* (「東に太陽が昇る」)

pratīcyām astam eti (「西に [太陽が] 沈む」)

dakṣiṇasyām agastyāḥ (「南にカノープス星がある」)

uttarasyām dhruvaḥ (「北に北極星がある」)

これらの事例においては、〈保持者〉である方位 (*dis*) は、〈被保持者〉の特定方位との関係を理解せしめることに対する扶助をなす⁶⁷。

5 結語

バルトリハリの〈基体〉論の要点は、ヘーラーラージャの解釈を踏まえれば以下のとおりである。

1. 〈行為主体〉と〈目的〉は〈行為〉の〈保持者〉である。
2. VP 3.8.15 の論理に基づけば⁶⁸、〈目的〉が保持する〈行為〉は動詞語根が表示する主要な〈行為〉として、転義的に「結果」と呼ばれるものであり、〈行為主体〉が保持する〈行為〉は〈目的〉が保持する〈行為〉に資する転義的に〈行為〉と呼ばれるものである。
3. 文法学において〈基体〉と呼ばれるものは *kāraka* であり、〈行為〉の〈保持者〉である〈行為主体〉と〈目的〉を保持することによって、〈行為〉を間接的に保持する。
4. 全面的〈基体〉、〈近接接合〉による〈基体〉、〈領域〉による〈基体〉のいずれの〈基体〉も〈被保持者〉である〈行為主体〉・〈目的〉と〈近接接合〉という関係を有する。よってこの〈近接接合〉はヘーラーラージャが指摘するように保持関係 (*ādhāradheyabhāva*) 一般である。
5. ヘーラーラージャによれば、この〈近接接合〉は、〈被保持者〉である〈行為主体〉・〈目的〉の〈基体〉に対する関係の有り様により差別化される。したがってこの〈近接接合〉が

⁶² 翻訳研究 VP 3.7.150.1 を見よ。

⁶³ 翻訳研究 VP 3.7.150.2 を見よ。

⁶⁴ VP 3.7.150.4 を見よ。

⁶⁵ 翻訳研究 VP 3.7.150.3 を見よ。

⁶⁶ 翻訳研究 VP 3.7.150.4 を見よ。ヘーラーラージャによれば、師は学生に仕えられるとき、学生にダルマ (功德) が生起することに対する要因となる。Prakāśa on VP 3.7.87 (302.15): *guruḥ sevyaṃ māno dharmotpattāv aṅgatām eti /*

⁶⁷ 翻訳研究 VP 3.7.150.5 を見よ。

⁶⁸ 本論 4.1.2 を見よ。

結合関係に基づく〈基体〉の一部との関係か、内属関係に基づく〈基体〉全体との関係か、結合関係と内属関係のいずれにもよらない心的に構想された保持関係かに応じて、〈基体〉は三種に区分される。

6. この〈近接接合〉を規制する関係は、全面的〈基体〉の場合は内属関係であり、〈近接接合〉による〈基体〉の場合は結合関係である。
7. 〈近接接合〉を規制する関係が内属関係・結合関係のいずれでもない場合、〈基体〉は〈領域〉による〈基体〉である。
8. 〈基体〉は〈被保持者〉である〈行為主体〉・〈目的〉に扶助を与える。そしてこの扶助は、〈基体〉と〈被保持者〉である〈行為主体〉・〈目的〉が何であるかに応じて多様である。

VP 3.7.148–150 注釈和訳研究

* 底本は Iyer [1963] である。句読法は刊本に必ずしも忠実ではない。適切な句読法を提案している。

[VP 3.7.148.0] idānīm vibhaktividhānakramāyātaṃ śaṣṭhyarthaṃ śeṣalakṣaṇam atikramya kārakaviśeṣa-prakramāyātam adhikaraṇaṃ saptamyarthaṃ vicārayati /

次に vibhakti 導入の順序から帰結する〈残余〉(śeṣa) と特徴付けられる第六格接辞の意味 [の考察] を飛ばし、特定 kāraka 導入から結果する第七格接辞の意味である〈基体〉を考察する。

VP 3.7.148: kartṛkarmavyavahitām asākṣād dhārayat kriyām /
upakurvāt kriyāsiddhau śāstre 'dhikaraṇaṃ smṛtam //

「[〈行為主体〉あるいは〈目的〉を] 扶助して (upakurvāt)、[それら] 〈行為主体〉あるいは〈目的〉を介して間接的に〈行為〉を保持するとき、[kāraka は、] 文法学においては伝統的に〈行為〉の実現に対して〈基体〉と呼ばれる」

[VP 3.7.148.1] loka 'dhikaraṇaviśeṣeṇa dravyaguṇakriyāviśayam abhidhīyate / śāstre tv asmin kāraka-prakaraṇāt kriyākṣepe kriyāyām evopakāraṇaviśeṣeṇa dhāraṇalakṣaṇeṇādhikaraṇasaṃjñāvatīṣṭhate /

世間においては、「[基体] (adhikaraṇa) という語によって] 実体・属性・〈行為〉を対象とする [基体 (adhikaraṇa) が] 特定の基体として表示される。しかし、この文法学においては、kāraka 論題 (kārakaprakaraṇa) から [基体と関係するものとして] 〈行為〉が含意されるとき⁶⁹、まさに〈行為〉に対する保持 (dhāraṇa) と特徴付けられる特殊な扶助 (upakāra) を根拠として術語〈基体〉が存立する⁷⁰。

[VP 3.7.148.2.1] tatra kriyā kartari karmaṇi vāvatīṣṭhata iti tayoh kriyādhāraṇād adhikaraṇasaṃjñā /

[反論] その場合、〈行為〉は〈行為主体〉あるいは〈目的〉に存立するから、それら [〈行為主体〉あるいは〈目的〉] の両者が〈行為〉を保持することに基づいて〈基体〉と呼ばれる。

[VP 3.7.148.2.2] vacanāt paryāyeṇa syāt /

[その場合、] [〈基体〉の術語規則、〈行為主体〉・〈目的〉の術語規則の] 言明 [効力] から [術語〈基体〉と術語〈行為主体〉・〈目的〉は] 交替に (paryāyeṇa) 適用されることになる。

[VP 3.7.148.2.3] karmasthakriyāviśayā vā kartṛsaṃjñā kartṛsthakriyāviśayā vā karmasaṃjñā syād iti tatra yathāyogaṃ kartṛkarmasaṃjñābhāve 'dhikaraṇasaṃjñā prasajyata ity āśaṅkyoktaṃ kartṛkarmavyavahitām ityādi /

あるいは、〈目的〉に存する〈行為〉 (karmasthakriyā) の領域において術語〈行為主体〉が適用され、あるいは、〈行為主体〉に存する〈行為〉 (kartṛsthakriyā) の領域において術語〈目的〉が適用されることになる。したがって、その場合、適宜、術語〈行為主体〉の適用がない場合に術語〈基体〉が適用され、術語〈目的〉の適用がない場合に術語〈基体〉が適用されるということが帰謬する⁷¹。

⁶⁹ 章題規則 A 1.4.23 kārake は A 1.4.55 tatprayojako hetuś ca までの規則を支配する。術語〈基体〉の術語規則は A 1.4.45 ādhāro 'dhikaraṇam である。

⁷⁰ すなわち、〈行為〉の〈保持者〉が〈基体〉と呼ばれる。

⁷¹ 術語〈行為主体〉の適用がない場合とは、〈目的〉に存する〈行為〉 (karmasthakriyā) の領域であり、この領域においては〈行為主体〉は〈行為〉の〈保持者〉ではないから、〈行為〉の〈保持者〉である〈目

[答論] 以上のことを懸念して、[バルトリハリは]「<行為主体>あるいは<目的>を介して」(*karṭṛkarmavyavahitām*) 云々と述べる。

[VP 3.7.148.3] *kaṭe āste sthālyāṃ pacatīti karṭṛkarmadhāraṇāt tatsamavetāyāṃ kriyāyām upakāraḥ kamadhikaraṇaṃ pāraparyeṇa /*

kaṭe āste（「彼はマットに座っている」）、*sthālyāṃ pacati*（「彼は鍋の中の〔粥を〕煮ている」）においては、[マット (*kaṭa*) あるいは鍋 (*sthālī*) は] <行為主体>あるいは<目的>を保持することに基づいて、それらに内属する<行為>に対して間接的に扶助を与えるものであるとき、[*kāra* であり、] <基体> [と呼ばれるもの] である。

[VP 3.7.148.4] *asati hy ādhāre karṭṛkarmanī kriyopakāraṃ na pratipadyeyātām iti tayor ādhāra upakurvan kriyām api tatsthām upakaroti /*

なぜなら、[自己に対する] <保持者>がない場合、<行為主体>と<目的>は<行為>に対する扶助を獲得し得ず、したがって、それら [<行為主体>と<目的>] の<保持者>は、[<行為主体>と<目的>に対して] 扶助をなすとき、それらに存する<行為>に対しても扶助をなすからである。

[VP 3.7.148.5] *kāraḥ kādhikāre ca taratamayogo nāstīty atra paramparayā kriyādhāraḥ ke 'dhikaraṇasaṃjñāyā sāvakāśatvāt sāksāt kriyādhāraḥ paratvāt karṭṛkarmasaṃjñe eva /*

そして、*kāra* 論題 (*kāraḥ kādhikāre*) 下では、[術語の適用対象に] 卓越性 (*taratama*) との結合はない⁷²。したがって、この場合、術語<基体>は、間接的に<行為>を保持するものに対して適用機会を有する (*sāvakāśa*) から、直接的に<行為>を保持するものに対しては、規則の後続性 (*paratva*) に基づいて、術語<行為主体>あるいは<目的>のみが適用される⁷³。

[VP 3.7.148.6] *kāraḥ kādhikāre ca kriyānimittatvaṃ yathā tathāpi bhavad āsrīyata iti vyavahānena kriyopakāratvam aviruddham /*

そして、*kāra* の<行為>に対する根拠たる在り方 (*kriyānimittatva*) はどのような形でも起こることが認められるから、[<基体>が] 媒介的に (*vyavahānena*) <行為>を扶助するものであることに不都合はない⁷⁴。

[VP 3.7.148.7] *vyavahitām ity ukte 'pi asāksāt iti vacanaṃ lokānusāreṇāpi padārthavyavasthāyām adhikaraṇasya kriyādhāraṇaṃ⁷⁵ prati vyavahānaparipoṣaṇārtham /*

[バルトリハリが]「<行為主体>あるいは<目的>を介して」(*vyavahitām*) と述べてなお「間接的に」(*asāksāt*) と述べているのは、世間に従っても [間接的な保持という] 事象が確立される

的>が<基体>と呼ばれることになる。また、術語<目的>の適用がない場合は、<行為主体>に存する<行為> (*karṭṛsthakriyā*) の領域であり、この領域において<目的>は<行為>の<保持者>ではないから、<行為>の<保持者>である<行為主体>が<基体>と呼ばれることになる。本論3.2を見よ。

⁷²本論3.4を見よ。

⁷³本論3.5.1を見よ。

⁷⁴バタンジャリによれば、*kāra* という語は、<行為>の能成者 (*sādhaka*)、<行為>の実現者 (*nirvartaka*) を意味する。MBh on A1.4.23 (I.323.8-9): *sādhakaṃ nirvartakaṃ kāraśaṃjñāṃ bhavātīti vaktavyam /* さらに、*Kāśikāvṛtti* は次のように述べている。KV on A 1.4.23: *kāraśabdāś ca nimittaparyāyah / kāraḥ hetur ity anarthāntaram / kasya hetuḥ / kriyāyāḥ /*（「そして、*kāra* という語は、*nimitta*（「根拠」）と同義語である。*kāra* と呼ばれるものと *hetu*（「原因」）と呼ばれるものは別物ではない。[問] 何の原因か。[答] <行為>の [原因] である。」）

⁷⁵Iyer: *kriyādhāraṇa*.

ということを前提に、〈基体〉が〈行為〉の保持に対して [〈行為主体〉あるいは〈目的〉を] 介在させる点を強調するためである。

[VP 3.7.148.8] tathā hi śabdāt pratīyamāno `rtho laukikaḥ saṃskāranimittam ucyate / pṛthivyām śete, sthālyām pacyata ityādau cākhyātaśabdāt kriyāviśiṣṭe kartṛkarmanī pratipadyete na kriyāmātram tato nikṛṣṭarūpam iti kriyāśrayadhāraṇād eva loke `dhikaraṇasya kriyopakāraḥ pratīyate na sākṣāt //148//

すなわち、言葉から理解される日常的な意味は語形成の根拠であると言われる。そして、*pṛthivyām śete* (「彼は大地に横になっている」)、*sthālyām pacyate* (「鍋の中の [粥が] 煮られている」) 等においては、[*śete*、*pacyate* という] 定動詞形 (ākhyāta) から理解されるのは、〈行為〉に限定された (viśiṣṭa) 〈行為主体〉と〈目的〉であって⁷⁶、その [〈行為〉に限定された〈行為主体〉、〈行為〉に限定された〈目的〉という複合体] から抽出されたものとしての単なる〈行為〉ではない。したがって、まさに〈行為〉の〈拠所〉 (āśraya) [である〈行為主体〉と〈目的〉] を保持するから、世間では、〈基体〉が〈行為〉に対し扶助をなすことが理解される。しかし [この扶助は] 直接的な扶助ではない⁷⁷。

[VP 3.7.149.0] idānīm upaśleṣikādibhede `py adhikaraṇasya sāmānyam⁷⁸ etal lakṣaṇam anugatam ity āha /

次に、[バルトリハリは、] 〈基体〉は、〈近接接合〉による [〈基体〉] をはじめとする [三種の〈基体〉] に区分されるとしても、次の一般的な特質を随伴することを述べる。

VP 3.7.149: upaśleṣasya cābhedas tilākāśakaṭādiṣu /
upakārās tu bhidyante saṃyogisamavāyinām //

「そして、胡麻等・虚空等・マット等における〈近接接合〉は区別されない。しかし、結合関係にある (saṃyogin) [〈保持者〉] と内属関係にある (samavāyin) [〈保持者〉] では、それらが与える扶助は異なる」

[VP 3.7.149.1] upaśleṣa ādhārasyādheyena saṃbandhaḥ / yadvaśād asāv ādhāraḥ /

〈近接接合〉 (upaśleṣa) とは、〈保持者〉の〈被保持者〉との関係である。なぜならその [〈近接接合〉] によって当該のものが〈保持者〉となるからである。

[VP 3.7.149.2] tasya triṣv apy adhikaraṇeṣv abhedāḥ / anyathā tu saṃyoginy ādhāre saṃbandhaḥ, anyathā tu samavāyinīti saṃbandhibhedād bhinnatvena vyapadeśaḥ /

その [〈近接接合〉] は三種の〈基体〉のいずれにおいても区別されない。しかし、[〈被保持者〉が] 〈保持者〉に関係する仕方は、〈保持者〉が結合項 (saṃyogin) である場合と内属項 (samavāyin) である場合とでは異なるから、[保持関係の] 関係項の差異に基づいて [その〈近接接合〉は] 異なるものとして表現される。

⁷⁶*śete* と *pacyate* における定動詞接辞-*te* (← *ta* A 3.4.79 *ṭita ātmanepadānām ter e*) は、A 3.4.69 *laḥ karmanī ca bhāve cākarmakebhyāḥ* により、それぞれ〈行為主体〉と〈目的〉を表示する。

⁷⁷〈行為主体〉あるいは〈目的〉が〈行為〉に限定されるとき、限定関係 (viśeṣaṇaviśeṣyabhāva) を規制する関係は保持関係に他ならない。

⁷⁸Iyer: *sāmānyabh.*

[VP 3.7.149.3] tathā hi kaṭe āste devadatta itī saṃyoginaḥ kaṭasya sakalāvayavyāptyā devadattopasleṣo na dṛśyate api tu katipayāvayavyāptyety⁷⁹ aviśeṣād aupaśleṣika itī sāmānyasamjñāyādhāro 'yam ucyate /

すなわち、*kaṭe āste devadattaḥ*（「デーヴァダッタはマットに座っている」）においては、結合項であるマットの全部分を遍充することによってデーヴァダッタが〔マットと〕〈近接接合〉することは観察されず、反対に、〔マットの〕幾らかの部分の遍充することによって〔〈近接接合〉することが観察される〕。したがって、ここにおける〔マットという〕〈保持者〉は、特化されることなく「〈近接接合〉による〔〈基体〉〕」（*aupaśleṣika*）という一般名称を用いて呼称される。

[VP 3.7.149.4] tileṣu tailam itī tu samavāyinā tailarasena tilānām samastāvayavyāptyā lokaprasiddhyā sambandhād vyāpakam etad adhikaraṇam /

一方、*tileṣu tailam*（「胡麻の実に胡麻油がある」）においては、内属項（*samavāyin*）である胡麻油液と胡麻の実は、〔胡麻油液が胡麻の実の〕すべての部分を遍充することによって—このことは世間周知である—関係するから、ここにおける〔胡麻の実〕は全面的（*vyāpaka*）〈基体〉である。

[VP 3.7.149.5] khe śakunaya ity atra tv ākāśasya tāttvikāvayavābhāvāt kalpitapradeśatayā sambandhād vaiśayikam etad adhikaraṇam /

しかし、*khe śakunayaḥ*（「空に鳥たちがいる」）というこの事例においては、虚空には実的な部分は存在しないから、構想された区分点を有するものとして虚空は〔鳥たちと〕関係する。したがってここにおける〔空〕は〈領域〉による（*vaiśayika*）〈基体〉である。

[VP 3.7.149.6] ananyatrabhāvaś cātra viśayārthaḥ /

そして、この場合、〈他の領域における不存立〉（*ananyatrabhāva*）が *viśaya*（「領域」）の意味である。

[VP 3.7.149.7] evaṃ jale matsyā ity ādhārapradeśāpekṣayā caitad aupaśleṣikam adhikaraṇam /

さらに、同様に、*jale matsyāḥ*（「水の中に魚たちがいる」）においては、〔水という〕〈保持者〉の区分点を考慮すれば、ここにおける〔水〕は〈近接接合〉による（*aupaśleṣika*）〈基体〉である。

[VP 3.7.149.8] gurau vasatīti śiṣyānām gurvadhīnāyām vṛttau vaiśayikam adhikaraṇam guruḥ / upaśleṣo 'py atra bauddhaḥ /

gurau vasati（「〔学生は〕師のもとに住まう」）においては、学生（*śiṣya*）たちが師（*guru*）に依拠して存在する限り、師は〈領域〉による〈基体〉である。この場合〔師と学生たちの間には〕〈近接接合〉があるといっても、その〈近接接合〉は心的構想（*bauddha*）である。

[VP 3.7.149.9] evaṃ yuddhe sannahyatīti yuddhābhisandhinā⁸⁰ sannahanasya tanutrādibandhanarūpasya pravṛtteḥ yuddham viśayaḥ /

同様に、*yuddhe sannahyati*（「〔兵士（*sainya*）は〕戦争に備える」）においては、〔兵士は〕戦争（*yuddha*）を念頭において甲冑等の制作といった〔戦争への備えの〕活動を起こすから、戦争は〈領域〉である。

⁷⁹Iyer: *katipayāvayavyāptyety*.

⁸⁰Iyer: *yuddhābhisandhinā*.

[VP 3.7.149.10] gaṅgāyāṃ gāva ity gaṅgāśabdaḥ sāmīpyāt pradeśavṛttir ity aupasāśīkama adhikaraṇam /

gaṅgāyāṃ gāvaḥ (「ガンジス川に牛たちがいる」) においては、「ガンジス川」(gaṅgā) という語は近接性(sāmīpya)に基づいて[ガンジス川の流れの近くの]地点[すなわち岸边(tīla)]を指示するから、「ガンジス川」(gaṅgā) という語の指示対象は<近接接合>による<基体>である。

[VP 3.7.149.11] śātror abhāve sukham ityādāv abhāvasya bauddhaṃ kārakatvam iti prāg eva nirṇītam //149//

śātror abhāve sukham (「敵の非存在に樂の感情が起こる」) 等においては、[<基体>である]非存在(非存在)は心的構想としてのkārakaである。このことはまさにすでに検討した⁸¹。

[VP 3.7.150.0] ke punar upakārā ity āha /

[問] しかし、[<保持者>は<被保持者>に] どのような扶助を与えるのか。

[答] これに対して[バルトリハリは] 答える。

VP 3.7.150: avināśo gurutvasya pratibandhe svatantratā /
digviśeṣād avaccheda ityādyaḥ bhedahetavaḥ //

「滅の非存在(avināśa)、重さ(gurutva)に対する対抗作用(pratibandha)に対する自主性(svatantratā)、特定方位からの排除(avaccheda)といったこのようなものをはじめとするものが[扶助を]差別化する原因である」

[VP 3.7.150.1] avināśaḥ tailasya tilakṛta upakārah / tilavināśe hi tailaṃ vikīrṇam naśyet /

[<被保持者>である] 胡麻油の不滅が[<保持者>である] 胡麻の実によってもたらされる扶助である。なぜなら、胡麻の実が減すれば、[胡麻の実を] 満たしていた胡麻油は滅するであろうからである。

[VP 3.7.150.2] paryāṅke śeta ity ity gurutvapratibandhe svatantraḥ kartā ādhārah / anyathā gurutvāt patanaṃ bhavet /

paryāṅke śete (「彼は長椅子に座っている」) においては、[長椅子(paryāṅka)は] 座者の重さに対する対抗作用に対して自主的なるもの、すなわち<行為主体>として機能する<保持者>である。さもなくば、[座者は] 重さ故に落下することになる⁸²。

⁸¹ヘーラーラージャはこの例文に即して非存在が心的に構想されたkārakaとして機能することを指摘している。この点はバルトリハリがVP 3.7.3において述べていることである。VP 3.7.3: sādhanavyavahāraś ca buddhyavasthānibandhanah / sann asan vārtharūpeṣu bhedo buddhyā prakalpyate // (「『<行為主体>である』とか『<目的>である』とかいった』<能成者>の表現は、[話者の意図という] 知の[特定] 状態(buddhyavasthā)を根拠として起こる。[實在] 対象の相に<差異>が実際にあるうとなかろうと、その概念的把握が知(buddhi)によって起こる[ように]」)ヘーラーラージャは、本詩節の注釈において次のように述べている。Prakāśa on VP 3.7.3 (233.19): abhāvo 'pi buddhyā nirūpitākāro dravyāyamāna eva śabdavācyaḥ / (「非存在もまた、知によってその形象が確定され、まさに実体化されるときには言葉の表示対象となる」) 概念的構想である非存在も実体化されるとき、モノ・コトとして措定され、言語表現のレベルにおいてkārakaとして機能する。小川 2000: 548 を見よ。

⁸²<行為>の実現に対して自主的なるもの(svatantra)が<行為主体>と呼ばれる(A 1.4.54 svatantraḥ kartā). sthālī pacati (「鍋が煮ている」)は、<基体>である鍋(sthālī)を<行為主体>として表現する。この場合動詞語根pacは鍋のもつ収容<行為>(sambhavanakriyā)と保持<行為>(dhāranakriyā)を表示する。このように<基体>は<基体>に固有な<行為>を有し、その<行為>に対して<行為主体>として機能する。<基体>である長椅子に固有な<行為>は重さに対する対抗<行為>である。

[VP 3.7.150.3] *khe śakuntādaya*⁸³ *ityādau klena śakuntādīnām adharadiśā saṃbandhasyāpāvartanam ity ayam eva tasyādheyopayogaḥ /*

khe śakuntādayaḥ（「空に鳥等がいる」）等においては、空（kha）によって、鳥等の下方（adharadiś）との関係が排除されるから、まさにここにはその「空」の＜被保持者＞〔である鳥等〕に対する有用性がみられる。

[VP 3.7.150.4] *ādiśabdāc chakaṭādinādhāreṇa deśaviśeśasaṃprāptiḥ guruṇā ca śiṣyāṇaṃ saṃskārātiśayaḥ paryānkādīnā ca sausthityam ityevamādaya upakārāḥ pratipādyante /*

〔詩節中の〕「はじめ」（*adi*）という語によって、〔*śakaṭe aste*（「彼は荷車（śakata）に座っている」）における〕荷車等といった＜保持者＞による特定場所への到達、さらに、〔*gurau vasati*における〕師による学生たちの卓越した浄化（saṃskārātiśaya）、そして〔*paryānke śete*における〕長椅子等による安楽（sausthitya）といったこのようなものをはじめとする扶助が理解せしめられる。

[VP 3.7.150.5] *prācyām āditya udeti pratīcyām astam eti dakṣiṇasyām agastya uttarasyām dhruva iti digviśeśasaṃbandhapratipādanamātropayogam etad adhikaraṇam //150//*

prācyām āditya udeti（「東に太陽が昇る」）、*pratīcyām astam eti*（「西に〔太陽が〕沈む」）、*dakṣiṇasyām agastyaḥ*（「南にカノープス星がある」）、*uttarasyām dhruvaḥ*（「北に北極星がある」）においては、この「方位という」＜基体＞は、〔＜被保持者＞の〕特定方位との関係を理解せしめることだけに対する有用性を有する。

参考文献・略号

A: Pāṇini's *Aṣṭādhyāyī*. See Cardona 1997: Appendix.

Abhyankar, Kashinath Vasudev

1962 *The Paribhāṣenduśekhara of Nāgojībhāṭṭa edited critically with the commentary Tattvadarśa of MM. K. V. Abhyankar. Part I. Poona: Bhandarkar Oriental Research Institute.*

1962–72 *The Vyākaraṇa-mahābhāṣya of Patañjali, edited by F. Kielhorn, third edition, revised and furnished with additional readings, references and select critical notes by K. V. Abhyankar. 3 vols. Poona: Bhandarkar Oriental Research Institute. 1: 1962; 2: 1965; 3: 1972.*

Abhyankar, Kashinath Vasudev and Ganesh Ambadas Joshi

1976 *Śrījaiminipraṇītaṃ Mīmāṃsādarśanam Ānandāśrama Sanskrit Series 97. Pune: Ānandāśrama.*

Aryendra Sharma, Khanderao Deshpande, and D. G. Padhye

1969 *Kāśikā: A Commentary on Pāṇini's Grammar; Part I (Adhyāyas 1–4) by Vāmana & Jayāditya. Hyderabad: Sanskrit Academy, Osmania University.*

BM: Vāsudevadīkṣita's *Bālamānoraṃā*. See Giridhara Śarmā Caturveda and Parameśvarānanda Śarmā Bhāskara 1958–61.

Cardona, George

1997 *Pāṇini, His Work and Its Traditions. Volume I: Background and Introduction. 2nd ed. Delhi: Motilal Banarsidass.*

Giridhara Śarmā Caturveda and Parameśvarānanda Śarmā Bhāskara

1958–61 *Śrī-bhaṭṭoji-dīkṣita-viracitā vaiyākaraṇa-siddhānta-kaumudī śrīmadvāsudevā-dīkṣita-praṇītayā bālamānoraṃākhya-vyākhyayā śrīmaj-jñānendra-sarasvatī-viracitayā tattva-bodhinyā-ākhyayā vyākhyayā ca sanāthitā. 4 vols. Varanasi: Motilal Banarsidass.*

Joshi, S. D. and J. A. F. Roodbergen

1980 *Patañjali's Vyākaraṇa-Mahābhāṣya: Vibhaktiśāhnikā (P. 2.3.18–2.3.45). Pune: University of Poona.*

1995 *The Aṣṭādhyāyī of Pāṇini: Vol. 4 (Adhyāya 1 Pādas 1.4.1–1.4.110). New Delhi: Sahitya Akademi.*

⁸³iyer: *śakuntādaya*.

- Kudo, Noriyuki
1999 “A study on Sanskrit syntax (4): *Śabdakaustubha* on P. 1.4.45–48 [*Adhikaraṇa*].” *Nagoya Studies in Indian Culture and Buddhism: Saṃbhāṣā* 20: 63–87.
- KV: *Kāśīkāvṛtti*: Vāmana and Jayāditya’s *Kāśīkāvṛtti*. See (1) Miśra 1985 and (2) Aryendra Sharma, Khanderao Deshpande, and D. G. Padhye 1969.
- MBh: Patañjali’s *Vyākaraṇamahābhāṣya*. See (1) Vedavrata 1962–63 and (2) Abhyankar 1962–72. [References of the text of the *Mahābhāṣya* are to volumes, pages, and lines of Abhyankar 1962–72.]
- Miśra, Śrīnārāyaṇa
1985 *Kāśīkāvṛtti of Jayāditya-Vāmana, along with Commentaries Vivaraṇapañcikā-Nyāsa of Jinendrabuddhi and Padamañjarī of Haradatta Miśra*. 6 vols. Ratnabharatī Series 5–10. Varanasi: Ratna Publications.
- Nyāsa: Jinendrabuddhi’s *Nyāsa*. See Miśra 1985.
- Ogawa, Hideyo (小川 英世)
2000 「バルトリハリの〈能成者〉論」『インドの文化と論理 戸崎宏正博士古希記念論文集』(九州大学出版会) 533–584
2005 *Process and Language: A Study of the Mahābhāṣya ad A1.3.1 bhūvādayo dhātavaḥ*. Delhi: Motilal Banarsidass.
2008 「Vākyapadīya 「〈能成者〉 詳解」 (Sādhanasamuddeśa) の研究—VP3.7.45–54: 〈目的〉 (karman) 論序」『比較論理学研究』5: 23–44.
2009 「Vākyapadīya 「〈能成者〉 詳解」 (Sādhanasamuddeśa) の研究—VP3.7.55–58: 〈目的・行為主体〉 (karmakartr) 論 (1)」『比較論理学研究』6: 23–40.
2010 「Vākyapadīya 「〈能成者〉 詳解」 (Sādhanasamuddeśa) の研究—VP3.7.59–63: 〈目的・行為主体〉 (karmakartr) 論 (2)」『比較論理学研究』7: 7–28.
2011 「Vākyapadīya 「〈能成者〉 詳解」 (Sādhanasamuddeśa) の研究—VP3.7.64–66: 〈目的・行為主体〉 (karmakartr) 論 (3)」『比較論理学研究』8: 33–57.
2012 「Vākyapadīya 「〈能成者〉 詳解」 (Sādhanasamuddeśa) の研究—VP3.7.67–69: A 1.4.51 akathitaṃ ca (1)」『比較論理学研究』9: 31–57.
2014 「Vākyapadīya 「〈能成者〉 詳解」 (Sādhanasamuddeśa) の研究—VP3.7.70–79: A 1.4.51 akathitaṃ ca (2)」『比較論理学研究』11: 19–61.
2015 「Vākyapadīya 「〈能成者〉 詳解」 (Sādhanasamuddeśa) の研究—VP 3.7.80」『比較論理学研究』12: 39–68.
2016 「Vākyapadīya 「〈能成者〉 詳解」 (Sādhanasamuddeśa) の研究—VP 3.7.81–86」『比較論理学研究』13: 27–65.
2017 「Vākyapadīya 「〈能成者〉 詳解」 (Sādhanasamuddeśa) の研究—VP 3.7.87–89」『比較論理学研究』14: 21–55.
- PIŚ: Nāgeśa’s *Paribhāṣenduśekhara*. See Abhyankar [1962].
- Pradīpa: Kaiyaṭa’s *Pradīpa*. See Vedavrata 1962–63. [References of the text of the *Pradīpa* are to volumes and pages of Vedavrata 1962–63.]
- Prakāśa: Helārāja’s *Prakāśa*. See Subramania Iyer 1963, 1973.
- Raghunātha Śarmā (Sharmā)
1979 *Vākyapadīyam, Part III, vol. 2 (Bhūyodravaya, Guṇa, Dik, Sādhana, Kriyā, Kāla, Puruṣa, Saṅkhyā, Upagraha and Liṅga Samuddeśa) with the Commentary Prakāśa by Helārāja and Ambākartrī by Pt. Raghunātha Śarmā*. Sarasvatī Bhavana Grantha-mālā 91. Varanasi: Sampurnanand Sanskrit University.
- Rau, Wilhelm
1977 *Bhartrhari’s Vākyapadīya: Die Mūlakārikās nach den Handschriften herausgegeben und mit einem Pāda-Index versehen*. Abhandlungen für die Kunde des Morgenlandes XLII, 4. Wiesbaden: Franz Steiner Verlag.
- SK: Bhaṭṭoji Dīksita’s *Vaiyākaraṇasiddhāntakaumudī*. See Giridhara Śarmā Caturveda and Parameśvarānanda Śarmā Bhāskara.

Subramania Iyer, K. A.

- 1963 *Vākyapadīya of Bhartṛhari with the Commentary of Helārāja, Kāṇḍa III, Part I.* Deccan College Monograph Series 21. Poona: Deccan College.
- 1966 *Vākyapadīya of Bhartṛhari with the Commentaries Vṛtti and Paddhati of Vṛṣabhadeva.* Deccan College Monograph Series 32. Poona: Deccan College.
- 1973 *Vākyapadīya of Bhartṛhari with the Commentary of Helārāja, Kāṇḍa III, Part II.* Poona: Deccan College.

Uddyota: Nāgeśa's *Uddyota*. See Vedavrata 1962–63.

Vedavrata

- 1962–63 *Śrībhagavatpatañjaliviracitaṃ Vyākaraṇamahābhāṣyam (Śrīkaiyaṭakṛtapradīpena nāgojī-bhaṭṭakṛtena bhāṣyapradīpoddyotena ca vibhūṣitam).* 5 vols. Gurukul Jhajar (Rohatak): Hairyaṇā-Sāhitya-Saṃsthānam.

VP: Bhartṛhari's *Vākyapadīya*. See Rau, Subramania Iyer. [References to kārikās of the *Vākyapadīya* are made according to Rau 1977.]

(おがわ ひでよ、広島大学 [インド哲学])

A Study of the Sādhanasamuddeśa of the *Vākyapadīya*: VP 3.7.148–150—A locus (*adhikaraṇa*) (1)

Hideyo Ogawa

A 1.4.45 *ādhāro 'dhikaraṇam* provides that a *kāraka* which serves as a locus of an action (*ādhāra*) is assigned the class name *adhikaraṇa* ‘locus’. In the Sādhanasamuddeśa of his *Vākyapadīya*, Bhartṛhari devotes eight *kārikās* to dealing with this *kāraka* (VP3.7.148–155). The present paper aims at considering the first three *kārikās*, in which the fundamental concept of *adhikaraṇa* is lucidly explained.

VP 3.7.148 (*karṭṛkarmavyavahitām asākṣād dhārayat kriyām / upakurvāt kriyāsiddhau sāstre 'dhikaraṇam smṛtam //*) states: “[A *kāraka*] which, rendering service [to an agent (*karṭṛ*) or an object (*karman*)] (*upakurvāt*), holds an action (*kriyā*) indirectly (*asākṣāt*) through the intermediary (*vyavahita*) of the agent or the object is handed down, in grammar, as *adhikaraṇa* with respect to the accomplishment of the action (*kriyāsiddhi*).”

First of all, in grammar an entity which is called *adhikaraṇa* is a *kāraka*, so that it is what holds an action. In everyday usage the term *adhikaraṇa* is used to refer to what holds a substance (*dravya*) or a quality (*guṇa*) as well. The holder of an action is twofold: direct and indirect. What directly (*sākṣāt*) holds an action is an agent (*karṭṛ*) or an object (*karman*). According to Bhartṛhari, who states VP 3.8.15 (*anantaram phalam yasyāḥ kalpate tām kriyām viduḥ / pradhānabhūtām tādarthiyād anyāsām tu tadākhyatā //*), an agent holds an action, a composite of component actions, that is conducive to a principal action, immediately after which a result (*phala*) is produced, while an object holds the principal action, which is metaphorically called a result. It is to be noted that Bhartṛhari defines *karman* as *kriyāviśaya*. When an object is said to hold an action, it is meant that the object is a *viśaya* of the action which is metaphorically called a result. What holds an action indirectly through the intermediary of such an agent or object is assigned the class name *adhikaraṇa*.

According to Patañjali (MBh on A 6.1.72), there are three types of *adhikaraṇas*: *vyāpaka* ‘comprehensive’, *upaśleṣika* ‘caused by contact’, and *vaiśayika* ‘caused by a domain’. In VP 3.7.149 (*upaśleṣasya cābhedas tilākāśakaṭādiṣu / upakārās tu bhidyante saṃyogisamavāyinām //*) Bhartṛhari refers to the following instances: [1] *tilēsu tailam [asti]* ‘The oil is in the sesame seeds’ (*vyāpaka*); [2] *kaṭe devadatta āste* ‘Devadatta is sitting on the mat’ (*upaśleṣika*); [3] *khe śakunayaḥ [santi]* ‘The birds are in the sky’ (*vaiśayika*). Bhartṛhari argues that connection (*upaśleṣa*) does not vary among these three types of *adhikaraṇas*, which amounts to saying that there holds the locus-locatee relation (*ādhārādheyabhāva*) in any of the three. It is postulated that a *kāraka* called *adhikaraṇa* has this relation to an action. Accordingly, what Bhartṛhari means by the term *upaśleṣa* must be the locus-locatee relation between the *kāraka* in question and an agent or an object. The connection is determined by inherence in [1], by contact in [2], and by neither of them in [3]. When entity *x*, in connection with entity *y*, holds *y*, *x* renders service (*upakāra*) to *y*. The service differs from case to case. In VP 3.7.50 (*avināśo gurutvasya pratibandhe svatantratā / digviśeṣād avaccheda ityādyā bhedahetavaḥ //*) Bhartṛhari states: the sesame seeds help the oil not to be destructed; the mat helps to support the weight of Devadatta; the sky helps the birds not to fall down from a specific region of the sky.

It is important to note that, according to Pāṇinīyas, the term *viśaya* in the *vaiśayika* means *ananyatrabhāva* or *anyatrabhāva* ‘not being anywhere else’. When entity *x* is said to be the *viśaya* of entity *y*, the following both hold: (1) *y* is not established as such elsewhere than *x*; (2) *y* is established as such in dependence on *x*. Thus *x* is the domain where *y* is established as such.